

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	4
第2 会期の決定	4
諸般報告	4
行政報告	5
第3 報告第4号 継続費精算報告書について	8
第4 報告第5号 水道事業会計継続費精算報告書について	8
第5 報告第6号 健全化判断比率及び資金不足比率について	8
第6 報告第7号放棄した債権の報告について	9
第7～第8 承認第7号～承認第8号	9
・第7 承認第7号 専決処分の承認を求めること	
・第8 承認第8号 専決処分の承認を求めること	
第9 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9
第10 議案第48号 令和4年度利府町一般会計補正予算	9
第11 議案第49号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	9
第12 議案第50号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算	10
第13 議案第51号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	10
第14 議案第52号 令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算	11
第15 議案第53号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算	11
第16 議案第54号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算	11
第17 議案第55号 令和3年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ...	12
第18 議案第56号 令和3年度利府町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について .	12

第19	議案第57号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	12
第20	一般質問	16
	渡 邊 博 恵 議員	16
	1 高齢者への見守り等の支援について	
	2 公共施設の障がい者への対応について	
	3 特定外来植物について	
	伊 勢 英 昭 議員	34
	1 教育行政について	
	2 学校給食費無償化について	
	鈴 木 晴 子 議員	51
	1 防災・減災への取り組みについて	
	2 安全で魅力的なまちづくりの推進について	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和4年9月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（16名）

2番	渡邊博恵君	3番	鈴木晴子君
4番	西澤文久君	5番	伊藤司君
6番	坂本義也君	7番	羽川喜富君
8番	伊勢英昭君	10番	土村秀俊君
11番	木村範雄君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野涉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（2名）

1番	今野隆之君	9番	安田知己君
----	-------	----	-------

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
企画部長	鎌田功紀君
町民生活部長	名取仁志君
保健福祉部長	鈴木久仁子君
経済産業部長	佐藤浩幸君
都市開発部長	近江信治君
上下水道部長	鈴木義光君
会計管理者	折笠ゆき江君
教育長	本明陽一君
教育部長	菊池信行君
代表監査委員	宮城正義君

事務局職員出席者

事務局 長	郷 家 洋 悦 君
局長補佐兼議事係長	大 枝 大 将 君
主 査	戸 石 美 佳 君

議 事 日 程 （第1日）

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 4号 継続費精算報告書について
- 第 4 報告第 5号 水道事業会計継続費精算報告書について
- 第 5 報告第 6号 健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 6 報告第 7号 放棄した債権の報告について
- 第 7 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度利府町一般会計補正予算）
- 第 8 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度利府町水道事業会計補正予算）
- 第 9 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第48号 令和4年度利府町一般会計補正予算
- 第11 議案第49号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第12 議案第50号 令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第51号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第14 議案第52号 令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第15 議案第53号 令和4年度利府町水道事業会計補正予算
- 第16 議案第54号 令和4年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第17 議案第55号 令和3年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第18 議案第56号 令和3年度利府町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第19 議案第57号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

第20 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和4年9月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

会議規則第2条の規定により、1番 今野隆之議員、9番 安田知己議員より欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、6番 坂本義也君、7番 羽川喜富君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月14日までの9日間と決定いたしました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（吉岡伸二郎君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私から諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、7月29日、議会だより第186号を発行しております。

次に、行政視察ですが、7月21日、徳島県上勝町と持続可能な地域づくりについて、教育民

生常任委員会がリモートによる視察調査を行っております。

次に、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係でございますが、6月28日から30日まで宮城黒川地方町村議会議長視察研修が行われ、私が参加し、岩手県紫波町、陸前高田市及び宮城県南三陸町を視察しております。

7月14日、町村議会議員講座が自治会館で開催され、副議長、議員、事務局職員が出席しております。

7月22日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が宮城県自治会館で開催され、今後の事業計画等について協議が行われ、私が出席しております。

8月22日、宮城県町村議会議員セミナーが大和町まほろばホールで開催され、私と副議長、議員、事務局長が出席しております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては、配付しております議長諸般報告のとおりですので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より、報告4件、承認2件、認定7件、議案が11件提案されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で、私の諸般報告を終わります。

続いて、町長の行政報告があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、おはようございます。

9月に入りまして残暑がようやく衰えを見せ始めてまいりましたが、令和4年9月定例会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、議員の皆様には御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また日頃から、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする町政の運営に御支援をいただき、この場をお借りし、改めて感謝と御礼を申し上げます。

昨日、（仮称）ホテルルートイン利府の建設に係る起工式が建設場所となる新太子堂区画整理地内で執り行われました。このホテル建設により、ビジネスはもとより、観光やイベント等、様々な場面での宿泊利用が図られ、交流人口の増加が見込まれるほか、雇用の場の創出などによって地域経済のさらなる好循環につながるものと大きく期待をしているところであります。今後、来年中の完成を目指し工事が進められますが、町といたしても、さらなるにぎわい創出のための新たな市街地の形成に取り組んでまいります。

それでは、9月定例会の開会に先立ちまして行政報告を申し上げます。

初めに、日本全国各地に甚大な被害をもたらした7月15日からの大雨に関してですが、本町におきましては、道路や水路、ライフラインなど多数の被害があったことから、町内のパトロールや罹災証明業務、災害廃棄物搬入に際する処理手数料の免除を実施するなど、職員が一丸となって対応いたしました。特に大きな被害に遭った松島町から職員の応援要請があったことから、職員を派遣し、支援を行ったところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症関連についてですが、全国的に感染者の急速な増加が継続しており、宮城県では8月5日から「B A. 5対策強化宣言」を発令して基本的な感染対策の再徹底や3回目及び4回目のワクチン追加接種の推奨等と呼びかけているところであります。

昨今は、コロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻の影響により、原油価格の上昇や円安等による物価高騰が家計を逼迫していることから、町独自の経済支援対策として、独り親家庭へ食品等詰め合わせセットの支給や一般家庭及び事業所の水道基本料金を3か月間減免するほか、漁業者に対しては、令和5年3月までの燃料経費の一部を補助する支援事業を実施しております。今後も、5割増しプレミアム商品券を販売するなど、地域経済回復に向けた支援や町民が求める生活支援を積極的に実施してまいります。

次に、防災関連についてですが、6月4日に、全職員を対象に「職員災害対応訓練」を実施いたしました。災害が発生した際の対応力を強化し、危機意識を高めることを目的に実施したもので、災害時における参集に始まり、災害対策本部の立ち上げから避難所の開設まで、手順を改めて確認する機会となりました。

さらに、6月19日には、「みやぎ県民防災の日」にちなみ、利府第三小学校を会場に「利府町6.12総合防災訓練」を実施いたしました。町民の皆様や利府第三小学校の児童、教職員など約370人が参加し、火災発生による初期消火訓練や避難誘導訓練、濃煙体験訓練などを行い、防災意識の高揚を図りました。今後も引き続き、防災体制の強化・確立を図り、安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

続いて、商工観光関連についてですが、昨年開催された東京2020オリンピックの聖火リレーから1年を迎えるに当たり、6月18日に「R I F U2022レガシーイベント」を開催いたしました。役場庁舎から菅谷台緑地までのウォークラリーをはじめ、ニュースポーツ体験コーナーやキッチンカー等による飲食ブースに約3,000人が来場し盛り上がりました。

また、7月24日には、浜田漁港を会場に、「ハマスカ体験フェア2022」を開催いたしました。地区住民・事業所・行政等の協働により、まち歩きやSUP、海釣り、ディンギーヨットなど

の体験プログラムを行い、ハマスカの魅力を堪能いただきました。今後も、観光需要の促進と地域の活性化につながるよう、様々なイベントを実施してまいります。

次に、官民連携による協働のまちづくりに関してですが、7月15日に、教育・保育環境の向上、本町の地域活性化を図ることを目的として、学校法人タイケン学園と包括連携協定を締結いたしました。連携事業の第1弾として、令和6年度の開園を目指し、スポーツを取り入れた民設民営の認可保育所を整備していくこととしています。

また、8月5日には町民の健康増進及び町民サービスの向上を図ることを目的に、明治安田生命保険相互会社と包括連携協定を締結いたしました。今後も、多様なパートナーシップを推進し、本町のさらなる地域活性化へつなげてまいります。

続いて、広聴事業に関してですが、8月9日に、町内の小学校5・6年生を対象に「こちら町長室」を実施いたしました。今回は、東北大学の教授をお招きした浜田地区の干潟での生物学習を行ったほか、表松島の名所である「馬の背」や浜田漁港の防潮堤の見学などを行い、町の魅力や東日本大震災からの復興の歩みなどについて学ぶプログラムとしました。

さらには、昨年も好評だった選挙についての説明や模擬投票を実施し、次世代を担う子供たちが自分の町をより深く理解するよい機会となったことと思います。

このほかにも、7月10日に執行された第26回参議院議員通常選挙においては、子供たちの選挙や政治への関心を高めるため、期日前投票所及び当日投票所に専用の応募箱を設置し、小学生に実際の投票と同じように応募用紙を投函していただく「親子で投票へGO!」を実施したところであります。

また、同選挙から、新たに、イオンモール新利府南館に期日前投票所を増設いたしました。7月4日から7月9日までの6日間で1,094人の投票者が利用し、幅広い年代が訪れる大型施設に投票所を開設することで、投票者の利便性や投票率の向上につなげる取り組みになりました。

次に、生涯学習に関してですが、6月26日に、新型コロナウイルス感染症の流行により2年間中止していたふるさとスポーツ祭が開催され、町内から総勢52チーム、約500人の参加がありました。

また、これまで郷土資料館SNSにおいて、町内外へ町の歴史や文化財の魅力発信に貢献してきた「あさガオー」と「みヤギー」が、7月1日付で郷土資料館の公式キャラクターに任命されました。今後、多くの人に親しまれ、町の文化財行政の振興に一役買ってもらえることを期待しております。

最後に、7月に開館1周年を迎えた利府町文化交流センター「リフノス」ですが、このたび、空調システムの一部に地中熱を採用し、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいる取組が評価され、一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターから普及啓発貢献団体として特別感謝状が贈呈されました。宮城県内の自治体では2団体目の表彰となります。今後も引き続き、文化振興の発信拠点としてSDGsの取組につながる環境へ配慮したまちづくりを推進してまいります。

以上は要点のみであり、その他の主な事業等については、別紙のとおりですので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

本日の日程につきましては、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 4号から

日程第19 議案第57号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第4号継続費精算報告書についてから日程第19、議案第57号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告4件、承認2件、議案11件について、順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第4号継続費精算報告書について**でございますが、継続費として設定しておりました文化複合施設整備事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、**報告第5号水道事業会計継続費精算報告書について**でございますが、継続費として設定しておりました利府浄水場No. 2・3・4急速ろ過機電動弁更新事業が完了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

次に、**報告第6号健全化判断比率及び資金不足比率について**でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の意見をつけて報告するものであります。本町の令和3年度の状況につきましては、一般会計、各種特別会計、企業会計とも、別紙に記載のとおり、実質赤字、連結実質赤字、資金不足の比率は発生しませんでした。また、前年度と比較して、実質公債費比率、将来負担比率ともに数値が減少し、財政の早期健全化を図

るべき基準を大きく下回っており、本町の財政状況は健全な状況であります。

次に、**報告第7号放棄した債権の報告について**でございますが、水道料金について、利府町私債権管理条例第12条の規定により債権を放棄したもので、同条例第13条の規定により報告するものであります。内容としましては、平成16年度、平成17年度、平成27年度及び平成28年度の債権のうち、18件、5万6,805円を債務者が行方不明の理由により放棄したものであります。

次に、**承認第7号及び承認第8号の専決処分の承認を求めることについては**、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

7月15日から大雨に伴う被害箇所の復旧に対処するための経費について、緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同月26日に令和4年度利府町一般会計補正予算及び令和4年度利府町水道事業会計補正予算を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、**議案第47号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、昨年の8月に人事院の意見申出による国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」の一部が来月の1日から施行することとされました。地方公務員については、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則に基づき国家公務員と同様の措置を講ずることが求められていることから、これに対応するため所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、育児休業の取得回数の制限の緩和、非常勤職員が子の出生後8週間以内に取得する際の要件の緩和及び子が1歳以降の場合に取得する育児休業の取得方法の柔軟化に係る規定の整備を行うものであります。

次に、**議案第48号令和4年度利府町一般会計補正予算**でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3億7,410万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億7,285万5,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、菅谷台保育所給食調理業務事業をはじめとする3件を追加するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、道路整備事業及び災害復旧事業の限度額を増額変更し、臨時財政対策債を減額変更するものであります。

そのほかの補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますので、よろしくお願いいたします。

次に、**議案第49号令和4年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**でございますが、既定の

歳入歳出予算の総額に424万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を32億3,000万2,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、6款繰入金につきましては、財源調整として379万1,000円減額するものであります。

7款繰越金につきましては、令和3年度の決算により803万5,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款総務費につきましては、人件費の調整等により14万1,000円減額するものであります。

8款諸支出金につきましては、令和3年度一般会計繰入金の精算により438万5,000円増額するものであります。

次に、**議案第50号令和4年度利府町介護保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3,916万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億7,474万9,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入についてでございますが、7款繰入金につきましては、令和3年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金に充てるため1,336万6,000円増額するものであります。

8款繰越金につきましては、令和3年度の決算により2,580万円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものでございますが、7款諸支出金につきましては、令和3年度負担金等の精算に伴う国・県社会保険診療報酬支払基金への返還金の追加と令和3年度一般会計繰入金の精算などにより3,861万2,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

第2条の債務負担行為の自動車賃貸借事業につきましては、現在の賃貸借期間が来月の31日で終了するため、新たに設定するものであります。

また、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画につきましては、現計画の期間が令和6年3月までとなっていることから、次期計画を策定するためのアンケート調査及び計画策定の支援業務を委託するため新たに設定するものであります。

次に、**議案第51号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算**でございますが、既定

の歳入歳出予算の総額に578万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,709万4,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の4款繰越金につきましては、令和3年度の決算により578万6,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和3年度分の保険料の確定などにより528万6,000円増額するものであります。

3款諸支出金につきましては、令和3年度一般会計繰入金の精算により50万円増額するものであります。

次に、**議案第52号令和4年度利府町町営墓地特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に57万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,155万3,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の4款繰越金につきましては、令和3年度の決算により57万4,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の2款基金積立金につきましては、町営霊園等管理運営基金積立金として57万4,000円増額するものであります。

次に、**議案第53号令和4年度利府町水道事業会計補正予算**でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、人件費の調整及び今年7月の大雨に伴う被害箇所の復旧費用として、収入を1,950万円、支出を2,024万円、それぞれ増額するものであります。

第3条資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により92万5,000円増額するものであります。

次に、**議案第54号令和4年度利府町下水道事業会計補正予算**でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正の収入につきましては、社会資本整備総合交付金の内示額の決定により1,025万円減額し、支出につきましては、人件費の調整により32万2,000円増額するものであります。

第3条資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により24万1,000円増額するものであります。

次に、議案第55号令和3年度利府町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度に生じた未処分利益剰余金4億281万7,896円のうち、9,710万円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次に、議案第56号令和3年度利府町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度に生じた未処分利益剰余金8,966万5,916円のうち、39万7,749円を資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第57号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、委員3人のうち、今月の30日で任期満了となります蜂谷勝一氏の後任の候補者として郷右近重一氏を選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしております報告4件、承認2件、議案11件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第48号令和4年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、議案第48号令和4年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正につきましては、複数年で実施する業務等、3つの事業を追加しております。

主なものについて御説明いたします。

菅谷台保育所給食調理業務事業につきましては、安心・安全かつ質の高い給食を安定的に提供できる体制づくりのため民間事業者に委託するもので、新たに追加するものでございます。

次に、第4期健康日本21利府町計画及び食育推進計画策定業務事業につきましては、令和5年度末で現在の計画期間が終了し、新たに策定することから追加するものであります。

第3表地方債補正の3つの事業につきましては、事業費の変更や国からの通知等により、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

初めに、歳入であります。1款1項1目町民税1節現年課税分4,493万6,000円の増及び2項1目固定資産税1節現年課税分2億5,278万6,000円の増につきましては、大型商業施設の開店等に伴い、記載の項目それぞれについて増額するものでございます。

12款1項1目1節地方特例交付金1,637万5,000円の増及び13節1項1目1節普通交付税4億2,593万1,000円の増につきましては、本算定により交付額が決定したため、それぞれ増額するものであります。

9ページを御覧ください。

17款1項2目2節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金8,060万3,000円と17款2項3目3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,673万2,000円につきましては、4回目の接種対象者の拡大やオミクロン株に対応したワクチン接種等に伴い、それぞれ増額するものであります。

17款1項3目災害復旧費負担金1節文教施設災害復旧費負担金1,066万6,000円の減につきましては、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害のあった公立学校施設及び学校給食センターについて、災害査定の結果を受け減額するものであります。

10ページをお開き願います。

18款2項5目商工費県補助金2節新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金900万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び原油価格・物価高騰により売上げが減少している事業者への活動支援金として県から補助金が交付されるため増額するものであります。

18款2項7目教育費県補助金6節教育支援体制整備事業費補助金540万円につきましては、町内各小中学校にスクール・サポート・スタッフを派遣するに当たり、県から補助金が交付されるため計上するものであります。

11ページを御覧ください。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により予定していた取崩し額から5億8,000万9,000円を減額するものであります。

22款1項1目1節前年度繰越金2億7,427万7,000円につきましては、令和3年度決算の確定により令和4年度に繰越しするものであります。

12ページをお開き願います。

24款1項4目1節道路整備事業債6,000万円につきましては、大雨等の災害被害を未然に防止

するため実施する町道横枕線アンダーパス冠水システムと地下排水ポンプ設備を更新するため増額するものであります。

同じく24款1項6目1節臨時財政対策債2億7,700万円の減につきましては、普通交付税の本算定により借入額が決定したため減額するものであります。

同じく24款1項7目1節災害復旧事業債2,270万円につきましては、小学校災害復旧事業の実施及び学校給食センター災害復旧事業の見直しにより、補助対象事業債から補助対象外の町債に変更するため、それぞれ増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

2款1項3目財政管理費22節償還金、利子及び割引料553万5,000円につきましては、東日本大震災の復旧事業が全て完了し、震災復興特別交付税の精算により返還金が生じたことから計上するものであります。

14ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費14節工事請負費340万2,000円の増につきましては、庁舎内の誘導灯交換工事や正面玄関のカーペット張り替え工事を行うため増額するものであります。

16ページをお開き願います。

2款6項3目総合交通対策費14節工事請負費200万円につきましては、須賀地区におけるバス回転場を整備するため増額するものであります。

17ページを御覧ください。

3款1項5目保健福祉センター管理費14節工事請負費657万6,000円の増につきましては、保健福祉センター内自動ドア等について、点検の結果、老朽化により不具合が生じているため増額するものであります。

18ページをお開き願います。

3款1項9目住民税非課税世帯等臨時特別給付事業費22節償還金、利子及び割引料2,708万9,000円につきましては、令和3年度の事業が完了し、返還金が生じたことから計上するものであります。

19ページを御覧ください。

3款2項10目子育て世帯生活支援特別給付金事業費22節償還金、利子及び割引料2,182万6,000円及び3款2項11目子育て世帯等臨時特別支援事業費22節償還金、利子及び割引料471万

円につきましても、同じく令和3年度の事業が完了し、返還金が生じたことから計上するものでございます。

20ページをお開き願います。

4款1項10目新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策費1億3,743万円の補正につきましては、歳入で申し上げましたとおり、4回目のワクチン接種対象者拡大とオミクロン株に対応したワクチン接種等に伴い、各項目をそれぞれ増額するものであります。

23ページをお開き願います。

7款1項4目新型コロナウイルス感染症対応事業者支援金事業費18節負担金、補助及び交付金1,545万円につきましても、歳入で申し上げましたとおり、コロナ禍における小規模企業者等事業活動応援対策として、売上げ減少率を現行の50%から30%に引き下げて対象範囲を拡充するため増額するものであります。

24ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費14節工事請負費6,000万円につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、大雨等の災害被害を未然に防止するため、町道横枕線のアンダーパス冠水システム設置工事及び地下道排水ポンプ更新工事を行うため計上するものであります。

25ページを御覧ください。

10款2項3目学校施設費14節工事請負費446万2,000円につきましては、利府第二小学校及び菅谷台小学校において、体育館内設備の改修が必要となったため増額するものであります。

26ページをお開き願います。

10款4項1目社会教育総務費24節積立金500万円につきましては、スポーツ・文化振興基金を増額するため計上するものであります。

27ページを御覧ください。

11款1項及び2項につきましては、令和4年7月15日に発生した大雨被害の復旧に要する経費として計上するもので、11款1項1目公共土木施設災害復旧費14節工事請負費1,360万円につきましては、町道青山4-1号線ほか災害復旧工事として増額するものであります。

同じく11款1項2目農林水産業施設災害復旧費14節工事請負費1,030万円につきましては、農業用水路等9か所の復旧工事として増額するものであります。

同じく11款2項2目衛生施設災害復旧費27節繰出金1,345万円につきましては、原水管理用道路災害復旧工事、赤沼配水地管理用道路災害復旧工事費として、水道事業会計へ繰り出しする

ため計上するものでございます。

11款3項1目公立学校施設災害復旧費14節工事請負費1,200万円につきましては、令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被害のあった青山小学校について、受水槽及び体育館バスケットゴールの災害復旧工事を行うため増額するものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時55分とします。

午前10時45分 休 憩

午前10時54分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは4名であります。通告順に発言を許します。

2番 渡邊博恵君の一般質問の発言を許します。渡邊博恵君。

〔2番 渡邊博恵君 登壇〕

○2番（渡邊博恵君） 2番、会派TEAMガンバの渡邊博恵でございます。

この9月で議員になりまして3年になりました。あっという間の3年です。まだ1年ぐらいしかやっていないような速さでの3年ございました。このようなすばらしい議場で一般質問できることをとても幸せに思います。

今回は3点通告しておりますので、そのとおりに通告していきますので、よろしくお願いいたします。

1、高齢者への見守り等の支援について。

高齢化や核家族化の進行により、本町でも、独り暮らし高齢者や高齢者世帯等、地域で生活する上で、家族等から支援が得られない世帯があります。最後まで自宅で自立度の高い生活を送ることができる一方で、転倒したり急病になったときに気づいて助けてくれる家族等がないため、発見・対応が遅れ、重症化したり、最悪の場合死に至ることもあると思います。加齢に伴い、生活のリスクが高まっていく中で、人と人とのつながりが低下しており、地域のコミュニティ意識を掘り起こし、活性化することが重要であります。誰もが安心できるまちづくりのために、見守りの現状と今後の在り方、町の関わり方についてお伺いいたします。

（１）見守り等、民生委員の活動に対して現状をどのように捉えているのでしょうか。

（２）「単身高齢者世帯」や「日中独居高齢者等」の世帯の把握はどのように行われているのでしょうか。また、今後どのような支援につなげていく考えであるのでしょうか。

２、公共施設の障害者への対応について。

町の第４期障がい者計画には、「公共施設におけるバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインに対する普及啓発に努めます」とあり、「誰もが利用可能な施設・設備の整備を進める」ことを目標に掲げています。このことについて、町の取組をお伺いいたします。

（１）リフノス等の公共施設に、これらの内容がどの程度反映されているのでしょうか。

（２）各施設の駐車場に設置されている障害者への配慮に対し、設備の充実化や点検等、今後どのように対応していくのでしょうか。

３、特定外来植物について。

明治以降に日本に入ってきている外来生物のうち、特定外来生物に指定された生物は、令和３年８月現在、全部で１５６種類、そのうち植物は１９種類であります。その中の何種類かが町内の身近なところで咲いています。きれいだと庭に持ち込んでいた人や、草刈りをしてきれいなのでその花だけ残していたりしたところがありました。環境省から特定外来植物の駆除要請について資料が自治体向けに発信されており、栽培や運搬、販売等に法律で罰金が科せられることもあります。情報の共有と駆除に向けて、町の考えをお伺いいたします。

（１）特定外来植物に対して町ではどう捉えているのでしょうか。

（２）町民への周知と今後の対策をどのように考えているのか、をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、高齢者への見守り等の支援について、２、公共施設の障害者への対応について、３、特定外来植物について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 渡邊博恵議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の高齢者への見守り等の支援についてお答え申し上げます。

まず、（1）の見守り等、民生委員の活動に対する現状でございますが、民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれの担当する地域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などを行う重要な役割を担っていただいております。

本町におきましても、地域の身近な相談役として、日頃から住民の方々の相談に応じるとともに、行政区長や町からの情報提供などを基に高齢者宅を訪問し、体調確認をするなど様々な活動をしていただいております。

また、支援が必要な高齢者につきましては、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、社会福祉協議会や地域包括支援センター、町担当部署などの関係機関へつなぎ、切れ目のない支援に努めていただいております。

次に（2）の「単身高齢者世帯」や「日中独居高齢者」などの世帯の把握方法と今後どのような支援につなげていくかについてでございますが、本町では、高齢者世帯に対する支援として、65歳以上の独り暮らし、2人暮らしの世帯を対象とした「お元気ですか訪問事業」を町内2か所に設置している地域包括支援センターへ委託し、実施しております。

この事業では、町の情報を基に、年に1回から2回程度、対象世帯を訪問し、健康状態や介護等に関する相談支援を行っており、支援や見守りが必要な世帯につきましては、関係機関と連携を図りながら、町で実施している介護予防教室や介護保険サービス、民間の見守りサービスなどにつなげております。

また、日中独居高齢者につきましては、町といたしましても把握が困難であることから、民生委員や行政区長、近隣住民の皆様からの情報により把握するとともに、支援が必要な場合には地域包括支援センターに情報を提供し、必要な支援へつなげているところです。

今後も、高齢者の皆様が相談しやすく、安心して暮らせるよう、必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の公共施設の障害者への対応についてお答え申し上げます。

まず、（1）のリフノス等の公共施設へのバリアフリー化などの対応状況についてでございますが、リフノスと役場本庁舎については、県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」

に定められた障害を持つ方にとって利用しやすい施設として県から適合証の交付を受けており、さらに、どなたでも利用できることを目指したユニバーサルデザインを取り入れた施設となっております。

また、その他の公共施設につきましても、高齢者や障害をお持ちの方が利用しやすいように、段差を解消し、通路幅員を確保するなどバリアフリー化を図っているところであります。

次に、（２）の各施設の駐車場における障害者への配慮等についてでございますが、本町の各公共施設の駐車場においては、高齢者や車椅子利用者の方が優先的に使用できる区画を設けているほか、宮城県ゆずりあい駐車場利用制度の案内表示などにより、誰もが利用可能な駐車場の整備を行っております。

また、設備の充実化や点検などの状況につきましては、各公共施設を所管する部署や指定管理者において、日々目視確認等の点検を行うほか、必要に応じて補修や修繕を行いながら、町民の皆様が利用しやすい施設の提供を心がけております。

今後も、引き続き、利府町第4期障がい者計画に掲げる目標達成へ向け、誰もが利用しやすい公共施設の提供に努めてまいりますので、御理解願います。

最後に、第3点目の特定外来植物についてでございますが、（１）と（２）は関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

特定外来植物につきましては、繁殖力が強く、在来種の草花を駆逐するなど、生態系や農林水産業に被害を及ぼすおそれがある海外起源の植物と捉えております。昨年の8月現在では19種類が特定外来植物として指定され、そのうち県内では、オオキンケイギクやアレチウリなど6種類の生息が確認されているところであります。

特定外来植物は、原則として、栽培や保管、運搬や野外への放出等が禁止されておりますが、特にオオキンケイギクにつきましては、町内の道路脇などでも散見されていることから、本町では担当部署の窓口に駆除協力のチラシを配置し、周知を行うとともに、JA仙台に御協力をいただきながら農家の皆様へ周知活動を行っているところであります。

今後も、栽培等の禁止について周知するとともに、所有地内で発見した場合の駆除の協力について、町民の皆様にご認識していただけるよう、広報りふや行政情報一斉配信サービス、SNSを通じて情報を発信してまいりたいと考えております。

また、今月開催いたします「りふ環境まるごとフェア2022」や環境美化推進員の研修会等におきましても、特定外来植物についての情報の共有と駆除の周知啓発を行いながら意識の向上

を図っていきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、順序に質問させていただきます。

まず、1点目の高齢者への見守り等の支援についてでございますが、民生委員の役割が本当にこれから高齢化社会に向けてとってとって大事になっていくと思います。やっぱり行政としては、地域で見守っていただくのが一番だと思うんです。それで、まさか知らない人がそこに入り込むわけにもいかず、民生委員という肩書がある方がすごく皆さんに接しやすいと思うんです。その中で、やっぱり先ほど町長が説明していただいたように、民生委員の役割って身近な相談相手、行政へのつなぎ役ということで、いっぱいチラシとかを出していただいて私も見ます。ところが、高齢者になると、なかなかそのペーパーを見ない。それで私、その関わっている方々からは、誰が民生委員だか分かんないと、そういうふうな、んだばどういいう仕事しているんだかすごく遠い存在に思うということで、今回の一般質問に至りました。

それでは、まず最初に、民生委員はどのような組織になっていて、どのような訪問の仕方をしているのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

民生委員は現在今町内に48名います。民生委員につきましては、各町内会長から推薦をいただきながら、町内会と連携しながら様々な活動を実施している形になっております。

訪問の部分については、民生委員自身や民生委員協議会ということで、組織を立ち上げておりますので、その中で研修会をしながら訪問の仕方についても勉強しているところなんです。実際訪問する場合は、支援する相手の方の状況に応じながら、1人で訪問する場合がありますが、また相手が例えば女性の方で男性の民生委員といったときには女性の民生委員さんと連携しながら一緒に行くというような、1人体制、2人体制、グループで研修しながら、その状況に応じながら訪問活動を今行っているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） そういう活動の仕方は、お伺いいたしました。

では、実際問題として、何というんですか、最近本当に、1年とはいえず、亡くなっている方とか、独り暮らしになったとか、とても高齢で独り暮らしになって心配であるということで、私、民生委員さんどうやって来てもらえんだと言われて、町のほうにつなぎまして、2人ほど

御紹介いたしました。そういう部分で、やっぱり民生委員さんも多分成り手不足で大変だと思うんですけれども、例えば組織として、元気な方々と、それからどうしても必要だ、来てもらいたい、そういう不安があるという方もいらっしゃる中で、例えば、団地なら団地でそういうふうに民生委員さん多分丁目ごとにはいらっしゃると思うんですけれども、そちらの方々がいつも例えば情報交換しているとか、助け合うとか、多分一緒に行っねということをやっているんだと思うんですけれども、そういうことをやった後に、どの程度集まって会議をして、そういうふうな、何というんですか、困り事とか、あそこは注意しなきゃいけないとか、そういう部分はどのようになっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

民生委員協議会におきましては、2か月に1回定例会というのを開催しております。その際には、事例発表ということで、民生委員さんが実際活動している中での参考になるような事例、そういったものを発表しながら皆さんで検討したりということで、勉強会をしているところです。それ以外に、コロナ禍でなかなかそういう機会がない場合については、部会という制度もありますので、その部会の中で情報交換したり、民生委員同士情報交換をしながら、スキルとか相談、訪問とかそういった部分について、みんなで協力しながら体制を整えているというふうな状況になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、例えば民生委員さんが大体何件くらい担当していて、そういうふうに、とてもそういうふうに情報共有した場合に、あそこはちょっと2か月に一遍では心配だわねとか、何かそういう部分で、そのように報告書に、例えば報告書は、皆さん、民生委員さんが回っていただいて上げると思うんですけれども、それを生かしていただいているというか、私的に言えば、例えば議員さんも何やってんだかさっぱり姿見えないんだよと、すごく遠い存在なんだよという部分があって、民生委員さんに対しても皆さんそういうふうにするんです。顔見たことない、何しているんだ、いつになったら、どういうふうにしたら見つけてもらえるんだという部分がありまして、そういうのを行政と、行政区長とか、いろいろな、つながっていて、だから、あそこは例えばちょっと認知がかかってきて心配だからちょっと回数増やそうかねとかという、そういう事例はあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

民生委員は、報告書ということで、町のほうに、相談件数だったりどういう活動を行っているかという報告書を定例会のときには提出していただいております。民生委員さんには要援護者名簿ということで、独り暮らしとか2人暮らしの必要な名簿ということで、お渡ししておりますので、そういった情報を民生委員さんは持ちながら日々の活動の中で、相手の状況に応じながら訪問活動を行ったり支援をしているところです。

また、今議員のおっしゃるような、例えば認知とかそういうところについては、その方の状況に応じながら、例えば事例なんですけれども、おいしいミカンがあるよと、来てみたよというようなきっかけづくりをしながら訪問したりして、生活状況を確認し、支援が必要な場合については、包括支援センターのほうにつないだりというふうな活動は、実際に事例があります。また、民生委員さんの名前が分からない、どうしたらいいんだろうという相談があった場合には、我々が民生委員さんにつなぎながら、民生委員さんと連携しながら支援しているという事例は具体的にありますので、民生委員さんがそれぞれ足で稼ぎながら活動を今行っているという状況になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 高齢者世帯の中には片方の配偶者が障害者の方もいらっしゃいます。そういう中で、私は1回も来てもらったことがないと。例えば今年の地震、3月16日もありましたけれども、そういう、とても困っていらっしゃる、来てほしいというところが見つけてもらえなくて、じゃどうして、そういうのを、例えば塩竈の方にお伺いしましたら、今年の地震にかかわらず、毎年起きているときには、心配な方には次の日とか、自分の家庭がちゃんと大丈夫だという状態の下に、大丈夫ですかとお声がけに行ったそうです。そういうことを利府町もしていただいているのか。私としては、これから先すごく高齢化になって、本当に3か月、半年、1年といえない状態で、高齢者のそういう状況って変わりますよね。

2週間ぐらい前の読売新聞、お読みになった方いらっしゃいますでしょうか。おむつを支援していますよね、町でも。そして、それをすごく楽しみに待っているおばあちゃまがいて、毎月毎月、その人と本当はうんとしゃべりたいんですよね。しゃべりたくてうんと待っていた。そうしたら、3か月後に行ったらもう亡くなっていた。そういう部分があって、おむつは実は配達してもらったけれども、使っていないくて頑張っていたんだけど、あの人と会いたい、あの人とつながりたい、あの人としゃべりたい、自分が孤立、孤独にならない状態がすごく必

要だと思うんです。その取っかかりが、やっぱり民生委員さんが一番、何というんですかね、そういうことをお話を、今コロナ禍で、いや迷惑かけると思って行がねんだという話も聞きましたので、そうではなくて、インターホン越しでもいいから大丈夫ですかという、私、そういうこれからの見守りがとても大事だと思うんです。

そういう部分が、例えば、例えばの話なんですけれども、例え話で、これは利府町にしろという意味ではございませんが、塩竈市は民生委員さんの顔を覚えてもらうのに、敬老の日にタオルを持って、自分のところの75歳以上ですか、そこに一人一人、社協がつくってくれたチラシとともに、私がここの民生委員ですということで、皆さんに顔を覚えてもらっているそうです。それで、例えば皆さんからの情報で、向かいのおじいちゃんが独りで暮らしていて何回も鍋焦がすんだと。火事になっては困る、本人に何かあっても困るということで、近所の方々と民生委員さんの協力の下に、施設に入れるまで見守りしたそうです。だから、そういう部分が、多分町もいっぱい一生懸命連携してやっていたらと思うんですが、そういう部分がもう少し、今高齢化になってきて、団塊の世代も本当に続々となってきて、奥様亡くされたとか旦那さん亡くされたとかという方もいらっしゃいますので、そういう部分で、民生委員さん大変でしょうから、大変でない状態を町で考えていただいて、しっかりと、私としては定期的な、そういう気がかりな方には定期的な訪問を、ああ来てほしいという人をきちっと見つけてもらう、そういう部分がとてもしてほしいと願います。その部分はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

町独自で民生委員さんの顔が見えるようにということで、私が民生委員担当していたときですので10年以上前にはなるんですけれども、名刺のほうを作っております。それで、民生委員さんが訪問する際には、誰だろうと分からないとか、次連絡するのが分からないというのがあると思うので、その際は名刺のほうをお渡しして、そうするともらった方は、じゃ電話のところに貼ったりしながら、実際に民生委員さんのほうに連絡しているという体制を取っております。また、県のほうの、全国一律なんですけど、民生委員のPRカードということで、それも名刺サイズよりちょっと大きい形なんですけど、訪問する際にはそういったカードを持ちながら、民生委員の、1回訪問したときには元気そうでも、いいよ来なくてと言われる方もいらっしゃると思うので、そういう方にはそういうカードをお渡しします。また、不在のときには名刺と併せてそういうカードもポスティングをしたりという形で、民生委員のほうのできるだけ周知に努

めているところです。また、全ての、議員がおっしゃるような困っている方をなかなか行政も民生委員も把握することが難しいと思いますので、ぜひとも、そういう方がいらっしゃいましたら、我々も議員と連携しながら対応を進めていきたいと思いますので、情報提供いただければなと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） では、そういう方が、もし私、お話いただきましたらつながりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では次に、高齢者や日中独居者のほうに移らせていただきます、（2）のほうに。

利府町高齢者福祉計画（令和3年度～5年度）の分で、地域のネットワークづくりとして、「地域ネットワークづくりに向け、民生委員・児童委員や地域包括センター、民間事業者等と連携しながら、地域の見守り活動を推進しています」とあります。それで、連携の仕方、さっきも何か言われたような気もするんですけども、もう一度この連携の仕方をちょっとお話しいただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

地域包括支援センターには、毎月、65歳以上の独り暮らし、2人暮らしの方についての名簿のほうをお渡ししております。また、その中で、転出した方や亡くなられた方の情報などもお渡ししながら、地域包括支援センターは、それを一人一人台帳に下ろしながら訪問活動ということを行っていただいております。あわせて、支援が必要や見守りの必要な方については、町のほうから民生委員のほうに情報提供しながら、包括支援センターと連携できるような体制づくりはつくっております。

また、包括支援センターについては、定期的に、その方の状況に応じながら、年1回ないしは2回という形で訪問しながら、健康状態やその方の状況を把握しながら支援に努めているという状況になっております。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 65歳で定年退職した独り暮らしの方から、この間包括センターの人が来てくれたという話を、私聞きますよとお話ししていたので、大変、その来ていただいたということで。私も同居していたんですが、2人暮らしの65歳以上になったので、いつ訪問していただけるか楽しみにしております。

私、2回ほど包括センターのほうに行って、その件をお話聞きに行きました。そうしたら、いない方もいらっしゃる時はパンフレットを置いていくんだということで、年に1回ということで、いらっしゃらなかったら、多分、人が足りないというか、大変なんだろうから、パンフレットだけで終わってしまう方もいて、1回も会わないんだという方もいらっしゃるの、ぜひ何か会えるといいなと思います。そうすると、町がこれだけやってくれているんだということが分かっていいかと思います。

それで、次に、そういう高齢者の方の困り事支援を私よくお話聞くんですね。それで、いろんなお話を聞いたときに、困り事支援ということで、今各自治体もすごく、本当に身近な困り事を本当にどのようにして助けてあげられるのかというの、ちょっと例を挙げさせていただきます、私の今までの言われたことを。

まず、食材は宅配を利用して取り寄せているんですけども、私は、結局、お店に行ってこの手でハウレンソウを買ってみたいというようなことを言われました。

それから、冬の雪かきがもう高齢で、夫が亡くなってしまって、できないんだ。

それから、ごみ捨てを誰かしてくれないかなというお話もいただきました。この件に関しては、ちょっと調べましたら、とある自治体で、町内会で、100円券という、ごみ捨て券というのを作って、本当に近くの人が、隣の人が、要するに、ただでお願いするとお返しとか大変ですよ。ああ、ごみ捨てしてもらったから、これ御礼しなきゃいかと。ごみ捨て券を100円を出しているところがありました。というお話を聞きました。

それから、地震などがあった場合に、自宅の、例えば物がいっぱい過ぎて、落ちてきて、後片づけを手伝ってもらいたい。

それから、3.11のときに、旦那さんが仕事でいなくて高齢のおばあちゃまが、水くみに行ったんですね、しら中のところに。そうしたら、重い物を持ったせいで、背中が3つぐらい潰れてしまって、本当にそれから入院生活を送られて、大変なことになってしまって、去年お亡くなりになりました。

だから、そういう部分で、これから高齢化に向けて、身近な困り事支援というのがいっぱいあると思うんです。それを今後どのように町で考えていただけるのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

地域包括支援センターのほうがありまして、そちらのほうでは様々な社会資源の情報を保有

しております。今議員がおっしゃいました、例えばごみ出しが大変とか、草取りが大変、あとは家事を手伝ってほしいとかというときには、そういった情報提供をしながら、例えばシルバー人材センターにつないでみたりとか、民間のお弁当宅配の部分のほうを紹介したりという形にしながら、困り事相談については今現在対応しているところです。

議員のおっしゃる身近なところについては、地域の中の共助というのがすごく大切になってくるのかなと思いますので、そういったときについては、我々も地域づくり、皆さんで助け合いながら、高齢者を見守っていけるような地域づくりに努めていければなという、今後いただいた御意見について参考にしながら地域づくりをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 本当に、コミュニティーの大事さというか、住んでいる地域の皆さんとの関わりというか、孤独にさせない、孤立にさせない。とにかく私そういう方たちといっぱいお話を聞きましたら、今高齢者の独り暮らしのところに、犯罪ではないんですけども、先々月ですか、寂しいおばあちゃんが「あら、うちでお茶飲んでいがい」と言って上げたんですけど。田舎育ちなので、悪い人はいない、「うちにお茶飲みどうぞ、寂しいから」と言って上げたんだんですけども、「手相占いしてやっから」と言われて、「私、幸せだからいいです」とお断りしたんですが、「いいから、いいから」って見てもらったら、お金を取られてしまった。それから、とてもとても親族が遠くて、何というんですかね、亡くなった後に始末に来たら、高額ないろんなのがあって、うちの母は寂しかったんだわと。寂しくて、すごく親切そうにして入ってきて、「これね、おばあちゃん、お昼買ってきたの。一緒に食べよう」と入り込んで、それが結局そういうふうに高額なのを買わせられていた。そういう部分もあったり、いろんなことがあって、寂しいと、すごく、何ですか、いろんなのにつけ込まれるというか、これからすごく今増えるんじゃないかと思います。それで、やっぱり誰かとつながる、そういう情報が入らない高齢者にもつながる体制をとということで、誰かとつながっている部分が私はすごくこれから必要だと思いますので、町に望みます。

それでは、次に移ります。

公共施設の障害者への対応ということで、リフノスが開館して1年2か月になりました。障害者目線でのクレームや改善の声はあるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

今のところ大きなといいますか、障害者の方からこういったところで改善を願いたいとか、そういった大きなところは報告を受けておらないところがございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） まだ、そういう、私は、私の耳には入ってきております。だから、町に言っていないだけかどうか分かりませんが、例えば、リフノスの駐車場の後ろに結局置いて、車を置いて入るときに、車椅子でスロープ行くんですけれども、あれがすごく曲がり具合が大変で、そこについている柵がとがっていて、とても怖いというお話も聞いております。

それから、私は障害者の方々とちょっと1回リフノスを体験ではないんですけれども、健常者の目では分からない部分がありまして、一緒に見てまいりました。そうしたら、例えば、視覚障害者の方は、中に点字ブロックがなくて、それから、ちょっと歩きづらかったり、すごく、そういうふうに造られたんでしょうけれども、実際に開館してみたときに、ユニバーサルデザインで造られたと思うんですが、実際にそういう方々、障害を持たれた方々の目線に立って見ると、ちょっとだけでいいから直してほしいという部分があるんじゃないかと思うんです。例えば、壁が真っ白で、弱視の方にとっては、何かどこもかしこも真っ白で、トイレに行くところがよく分からなかった。トイレに行ったら便器も何も全部真っ白で、蓋を開けるのもどこが蓋だか分からなくて、下の便座まで上げてしまって下に落っこってしまった。下にお尻入れてしまう。そういう部分を聞いたときに、トイレのマーク、私も健常者だから大丈夫だったんですけれども、その人の目線に立ったときに、あら、何というんですか、こういうところがちょっともう少し分かりやすく、トイレの場所に色をつけてもらうとか、弱視の人が分かるようにとか、いろんなことがしていただけたらいいのかなと思って一緒に見てまいりました。高齢者の、すごくもう高齢になって歩くのも大変なお友達もいまして、そういう人たちもやっぱり何かもう少し私たちの目線にというお話もいただいております。そういうのは、町のほうに声、本当に届いていないんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の質問にお答えします。

月1回、指定管理者のほうとの連絡会議等では、そういったところは出ておりますけれども、改善を求めるところとか、そういったところまでの報告は正直受けておらないところがございます。

今、議員のお話でありました車椅子のスロープでございますけれども、車椅子御利用される方、男性、女性、あるいはお子さん、お年寄り、いろんな方がいらっしゃるかと思います。当然、座高といいますか体格も違いますので、視線等も違うかと思います。あのスロープに手すりが付いておるんですけれども、これも先ほど町長答弁のとおり、ユニバーサルデザインに従いまして、県の合格証のほうも頂いている設備でございますので、そういった全ての方々のお一人お一人の違いに対応することはなかなか公共施設としては難しいところかなと。ただ、全体的に、御利用いただける方にできるだけ御不便をかけないようにというような施設になっておりますので、御理解賜りたいなど。

また、施設の壁の色についてでございますけれども、白色でございますけれども、室内の明るさとか清潔感を醸し出しているというふうに感じております。特に、トイレについて、衛生面からも適している色かと思えます。一般的にも広く普及している色かなと思えますので、その辺も御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 全部変えろと言っているんじゃないくて、例えばトイレの蓋に、消臭の今ペタンと貼るような何かシールみたいなのあるんですけれども、そういうの1つでもあったら、1か所でもあったら助かるなというお話も伺っています。もし、そういう声が何か町で上がりましたら、例えば壁の色も全部変えろというんじゃないくて、角々に、視覚障害者とかいろんな障害者がそこトイレだなと分かるだけの、少しだけの印でもいいからつけていただくようなことを、もしそういうお願い事があったらしていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

そのような声が多数寄せられた場合には当然検討していくということになるかと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 私は、本当に実際に、健常者なので分からないんですけれども、車椅子に乗って、アイマスクをして、いろんなことを経験してみたいと思いました。そういう部分が、やっぱり私たちの目線では分からないところがありますよね。障害者の立ち位置でまちづくりを展開すれば、健常者にとっても暮らしやすい町になると思います。車椅子が通りやすい歩道の実現は、ベビーカーを押しやすい歩道となり、高齢者が歩きやすい歩道ともなります。いろんなところが、例えば、そういう部分をそういう目線でやったときに、取り組んだ結果が、誰

にとっても暮らしやすいまちづくりを目指すなら、健常者だけの視点で議論されると気づかないことが多いのではないかと私も思います。私もそういうお話をいただくまでは本当に気づかなかったです。だから、自分自身が本当にその体験をしたい、そういうふうに思いました。町長、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 渡邊町議の再質問にお答えします。

冒頭に渡邊議員が3年たったというお話をされたときに、私は議員の今御質問の内容を聞きまして、詳細かつ大変具体的な事例を挙げていただいて、もう本当に10年も20年も議員さんをやられているんじゃないかなという、まさしく困り事を支援したいと。または、いろんな方々から御意見をいただく。まさしく議員の本懐なんではないかなと思って聞いておりました。大変すばらしいなと思って、今それ種々渡邊議員の質問を聞かせていただいておりました。

ユニバーサルデザインとか、健常者の目線ではなかなか分からないというところは、まさしくもうおっしゃるとおりで、リフノスもまだできて1年、1歳です。なので、ぜひ一緒に形づくっていただけるように、また御意見をいただきながら、まずは指定管理者の方々に私たちもお任せしているところがあります。少し人の手が欲しいなと、なかなか自立できない皆さんが、じゃどうやって自立的な生活を送るのかという、一声かけていただいて、全てお手伝いする、または障害者の皆様の目となり、手となり、そういった足となるということに対して拒絶するものでは決してございませんので、ぜひ職員の方に一言お声がけして、スロープがなかなか厳しいんだといったら、もう毎回で結構ですので、呼び出していただいて、手伝ってくれということで、それがやっぱり一声かけて誰もが手伝える世の中というのが私は本当にユニバーサルデザインというか、その趣旨に沿った世の中なんではないかなというふうに思っております。

また、本当に、何か渡邊議員が上げた声をまとめてくださる、まさしく議員のお仕事のひとつだと思います。また提案していただく、職員につないでいただく、そういったことは私たち絶対拒否しませんので、オープンにして、常に声を届けていただきたいと思っておりますので、これをどうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） うれしいお言葉ありがとうございます。どこに行っても、新人議員なんですけれども、新人じゃないみたいだねと。別な組織に行っても言われるんですよ、昔からいたような顔しているとか。何かすみません。

では、次に移ります。障害者駐車場の件に移ります。

各施設の駐車場の障害者マークの現状というか、その点検とかはどのようになっているか、お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

各公共施設の点検については、それぞれ管理部署がございますので、そちらのほうで常日頃から定期的な点検をお願いをしているというような状況でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） 定期点検をなさっているということなのですが、私、またそういう方からお話をいただきまして、まず桜の季節の、あそこの館山公園の上に駐車場造っていただいたんですが、あそこの障害者駐車場のところが結局うまく使えなかったんだと。何というんですか、そして見に行ったんです、私。みんな普通の人が置いて、大きなバスで高齢者施設の人が車椅子3台積んで行ったそうです。そうしたら、止められなかった。普通の人が止めちゃって止められなかった。そして、私、次の日に行って見てきました。あそこに行って、1時間以上、車止めて、駐車場に。そうしたら、すごいんです。皆さん、若い方、大きなトラックのような車で、ひんひんと来て置いていきました。そうしたときに、その障害者のマークのところが薄くなっていたので、部署に行きましたらすぐ対応していただいたんですが、そのほかにも、総合体育館の駐車場、もうすごく薄くなっていて、いろんところが、北公園もそうなんですけれども、そうすると、何かこういうあれだから障害者来んなつうことかやと言われた人もいたので、そして障害者って、やっぱりこう車椅子とかやるので、広く取っていないと、皆さんが置かれてしまうとすごく大変なんです。スーパーでも、今ちょっとだけならいいやと、皆さん、普通の人が置かれていることが本当に、その人その人のモラルだと思うんですけれども、せめてそういうふうには、少し点検というか、しているとおっしゃったんですけれども、どの程度点検していただいて、毎年きちっとあの線を引いていただいているんだか、私はここでお聞きしないほうがよかったのか分かりませんが、そういうふうには言わないと、やってただけではなくて、やるとすぐ、本当に利府町はすごく早いんです。私、いっぱいいろんな人から言われて、いっぱい部署につながります。そうすると、本当に早い対応で、本当に皆さんから、すごいね、利府町はすごいねと言われてます。やるのが本当に動きが速くてすばらしいとは思いますが、いや仕事がすごく忙しいんでしょうけれども、その点検の、毎

年この時期にこの点検をしてきちっとこれをやるんだという部分の計画というか、やっているとはおっしゃるんですけども、その辺がもうちょっと私に見える形だと大変いいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） お答えいたします。

点検については、先ほども申し上げたとおり、それぞれの管理部署がございますので、それぞれ、例えば体育施設であれば体育施設で、指定管理で今運営をしているというところもありますので、それぞれ管理者と町とが連携をしながら、修繕の必要がある場所については、そういった声を押し上げながら、修繕に係る予算措置をしながら対応していくということになっているわけでございますので、再度、そういった公共施設についての駐車場の区画線のみならず、不具合等々、あった場合には、そういった情報を財政当局のほうにも寄せてもらいながら、必要に応じて対応を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） それでは、多分、じゃ指定管理者に変わってからなんですかね。そういう部分できちっと連携を取っていただいて、だから、例えば私、前に一般質問をしているんですけども、指定管理者に変わったときに、何かあったときにどこに言えばいいんだ、どこが相談窓口なんだと、前回何か質問したように思うんですけども、そういうところが、こちらのほうからこういうことを指定管理に言えばよかったのかなと思うんですけども、じゃ指定管理のほうの教育ではないんですけども、コミュニケーションというか、そちらのほうもよろしく願います。

では次に、特定外来生物に移ります。

特定外来生物は、本当に役場の職員さんは皆分かっていると思うんですけども、一般の方々が本当に分かかっていなくて、私自身がセイタカアワダチソウは知っていました。だけれども、それ以外の本当にきれいな、議長に許可を得て、生活環境課ですぐ作っていただいたチラシを持ってきました。いっぱい作っていただきました。本当に早い対応でした。私がこれを本当に本格的にやろうと思ったのが、自分の住んでいる、そのすぐ近くにそれが咲いていて、それをきれいな花だと思って草刈りを残していた。そうじゃなくて、これはこうなんですよというチラシがなくて、私、皆さんにお知らせできなかったんですけども、チラシを作っていただいたおかげで、いろんなところに知っていただくのに歩きました。何か所かの町内会

に歩きました。団地だけじゃなくて、あちらのいっぱい田んぼとか畑あるところにもいっぱいありましたので、そちらのほうの町内会長さんのところに、あそこにこれがあるので、この花を残さないで、草刈りできれいだって残している、残されないようにと思ってチラシいっぱい置いてきました。その1週間後に行きました。そうしたら、案の定、花が残されていて、それだけ周りが草刈りされておりました。それから菅谷台の知り合いのうちの隣にこの花、オオキンケイギクというんです。キバナコスモスのような花が大体7月から8月初めまで咲きます。それが青葉台のセブンーイレブンの通りのところの反対側にもいっぱい咲いておりました。それで、私、皆さん知らないなと思って、本当にいろんな方々にこのチラシを持って、これ見たらねと、特定外来種だからねと。例えば私が抜いても、何できれいな花抜いでんだやと怒られないように周知してきました。

これは、これだけでなく、本当に知らないうちに、その菅谷台のあるおうちは、その花があったので、このチラシを持って行ったんですけれども、なかなか信じないんですよ。これ持って行って、「えー、こんなきれいな花、何でだ」と言われて、それで、そうしたら、その旦那さんがパソコンで調べてくれたら、「やっぱりこいつ駄目だね」と言ったから、「どうしたんですか」と私聞いたら、青森の実家のお母さんがきれいだから持っていけと言われたので、実家から持ってきた花を増やしてしまった。そういうことがあるので、本当に全国的に皆さんにこれをしっかり知っていただいて、多分、役場、まず自分の足元の役場職員さんがしっかりこれを全員が、仙台市役所では各部署に環境課が全部通達を出しました。私がこの一般質問するきっかけは、仙台市役所に勤めている方が、私がとてもとても前からそういうこと言っているんで、そのチラシを持ってきてくれたんです、これの。こういうのが各部署に通達と一緒に駆除の要請で回ったということで、その後押しを得て、私もじゃ町でやらなくちゃ。もう、とにかく環境省が言っております。

それから、このオオキンケイギクだけでなく、しらかし台にちっちゃなポピーみたいなのがいっぱい今年咲いたんです、5月頃。実は、あれも特定外来種で、毒を持っています。だから、そういうことを知らせて、抜くときは素手でじゃなくて手袋できちっと抜いて袋に入れてくださいという部分で、いっぱい、さっきの19種類ありますけれども、今私たちの周りには多分五、六種類ぐらい、もう町に入り込んでいます。友達の畑に草取りに手伝いに行ったら、アレチウリがひどくて、ああ、もうすぐ花咲いて、この種がいっぱい飛んで、畑に飛ぶんだよと。あるいはもう本当にくずのような、もっと柔らかい、いっぱい羽毛を持っているのがバーツと

行って、野菜に覆いかぶさって野菜を殺してしまうんです。植物もそうなんですけれども。

アレチウリもそうですけれども、いっぱいいっぱいあるので、実は私本当に可能であれば、ここに、本当にスクリーンに、こういうのがあるんだということを本当に皆さんに見ていただきたかったですけれども、多分議会ではそういうことは無理なんでしょうから、美化推進員の例えばそういう何かセミナーとか、そういうので、少しあの花を見ていただいて、きれいだというのが実は特定外来種で、もう日本の古来種全部やっつけてしまいそうな、とても大変なのが入り込んでいますので、その辺をどのようにこれから周知していくのか、お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民生活部長。

○町民生活部長（名取仁志君） 渡邊議員の御質問にお答えします。

先ほどの中で、セイタカアワダチソウとかという話も出ましたが、基本的にセイタカアワダチソウについては、特定外来生物じゃなくて、生態系被害防止外来種という形で、ワンランク下のものになっています。皆さんよく知っているのは、そのほかに、よく花粉症になるブタクサとか、そういったものがワンランク下のものになっています。

特定外来種については、議員おっしゃったとおり、今、オオキンケイギクやアレチウリ、こういったものが町内、繁殖しているのは確認しております。ですので、うちのほう、生活環境課、それから農政サイド、それからJAさん、各農家のよく田んぼの荒地地だったり、そういうところに生えていますので、各農家にも周知していただくということで、私のほうで窓口チラシを置かせていただいて、議員さんから御指摘いただいたときに増刷をさせていただいてお渡しさせていただいています。今後は、そういった花の咲く時期、どうしても葉っぱだけで、なかなか一般の方、区別できませんので、花の咲く時期、そういった時期を狙って、広報紙とかSNSとかを使って町民にお知らせをしていくのと、今回、フェスティバルの中で、環境まるごとフェアもやりますので、そういった部分でもお知らせをしながら周知を図ってきたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 渡邊博恵君。

○2番（渡邊博恵君） まず、駆除の前に知っていただく。こういう花が実はこうなんだ、花畑のようにしないでほしい、これを増やさないでほしい、そういうのがありますので、周知の徹底をよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、2番 渡邊博恵君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時0分とします。

午前11時46分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 伊勢英昭君の一般質問の発言を許します。伊勢英昭君。

〔8番 伊勢英昭君 登壇〕

○8番（伊勢英昭君） 8番、21世紀クラブの伊勢英昭でございます。

今回は、大きく2点について通告しておりますので、当局の真摯かつ丁寧な答弁を求めます。

では、通告書を読み上げます。質問事項、質問要旨として読みます。

まず1番、教育行政について。

仙台育英高校野球部が第104回全国高校野球選手権大会で初優勝を飾りました。真紅の優勝旗は100年がかりで白河の関を越え、東北勢の悲願を達成しました。しかも、この優勝は、これまでの様々な逆境を乗り越えてきた結果が繋がったものであり、ピンチをチャンスに転換する底力は、部員を鼓舞した「教育力」にこそ要因があるのではないかと私には思われます。

子供たちの教育を支援していく上で、様々な要素が必要と考えますが、現代における特有の課題について、どのように捉えているのか、町の考えをお伺いいたします。

（1）4年前に中学校のスポーツ関係の部活で、休日等の練習時間が制限され、今回は文化関係の部活においても適用になります。町側でその対応の準備はなされているのか、お聞きします。

（2）次の各種点検調査についてお伺いいたします。

①学校設備の定期点検、例えば、ブロック塀とかバスケットゴールのぐらつき等による結果について、今後どのように生かしていくのか、お伺いいたします。

②学校保健統計調査の結果について、子供たちの健康面、体力面への指導をどのように考えているのか、お聞きいたします。

③過去数年の全国学力・学習状況調査の結果を受けて、本町ではどのように学力向上につなげていく考えであるのか、お聞きいたします。

（3）教員の勤務状況について、加配や非常勤の採用をどのように考えているのか。また、人事異動等について、町の意向をどこまで反映することができるのか、お伺いいたします。

2番目、学校給食費無償化について。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、中小企業の経営は、円安とエネルギー価格の上昇により、需要の不足から値上げ等の一気の価格転嫁もできず、苦しい状況が続いております。消費者にとっても、感染への不安から外出を避ける等、買い控えの傾向も続いております。国や自治体の対応も、当初とは異なり、景気を刺激するようなサプライズを期待する施策もなく、立ち止まった感があります。この第7波の到来は、感染者数や死者数とも最大であり、いち早くピークアウトするのを祈るのみでございます。

コロナ禍における子育て支援策はとても重要であると考えますが、町長が公約として掲げる「給食費無償化」について、財源の根拠や対象とする公平性について、次の点をお伺いいたします。

（1）継続した政策となれば義務的経費となり、安定した財源の確保が必要となりますが、他の教育費の支出に影響が出ると考えられます。教育財政の硬直化を招かないよう時限を定める考えはないのか、お伺いいたします。

（2）前回の提案では対象学年が中学3年生と小学6年生でありました。コロナ禍で公平性を考えれば、全学年を対象とし、給食費の一部を補助すべきと考えますが、いかがでしょうか。

（3）国の動き、いわゆる地方創生臨時交付金において、給食費に対する支援策に着目する必要もあり、近隣自治体の事例調査や財源の確保も含め、実施には時間をかけるべきと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、教育行政については、教育長。2、学校給食費無償化については、町長。初めに、教育長。教育長。

○教育長（本明陽一君） 8番 伊勢英昭議員の御質問の第1点目の教育行政の（1）から（3）についてお答え申し上げます。

（1）の御質問についてでございますが、部活動は、学校教育活動の一環として、生徒が自主的、自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、連帯感の涵養に資するものであります。本町におきましては、平成30年11月に利府町中学校部活動ガイドラインを作成し、それに基づき各学校における部活動の活動方針を定め、運動部に限らず文化部においても、

休養日や活動時間など適切な管理・運営に努めているところでございます。

次に、（２）の①についてお答え申し上げます。

点検結果をどのように生かしていくのかとの御質問ですが、各学校におきましても、施設に関わる安全点検を毎月実施し、学校の施設設備の安全管理に努めているところでございます。

点検後の対応といたしましては、緊急を要する修繕などが確認された場合には、予備費等により修繕を行っており、緊急性が特にならないものにつきましては、次年度の予算により対処しているところでございます。

なお、各小中学校においてブロック塀を有するところはございません。

引き続き、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、学校と連携し、維持管理に努めてまいります。

次に、②についてでございますが、議員御承知のとおり、学校保健統計調査結果における宮城県の児童生徒が肥満傾向にあることは承知しております。

本町における児童生徒健康診断等の検査結果につきましては、令和3年度では、小学生については、男女とも身長・体重が1・3学年で下回りましたが、その他の学年においては全国・県平均を上回っております。

中学生につきましては、男子については全学年で身長・体重とも全国・県平均を上回り、女子につきましては2・3学年の身長・体重が全国・県平均を下回る結果となっております。

肥満度としましては、小学校で約13%、中学校で10.8%となっており、肥満傾向の基準となります20%を共に下回っております。

また、令和3年度全国体力・運動能力調査の結果についてでございますが、小学校につきましては、握力、反復横跳び、立ち幅跳び、ソフトボール投げの4種目が男女とも全国平均を上回っております。中学校につきましては、全種目、全国平均を下回った結果となっております。

小学校の結果につきましては、令和元年度から令和3年度まで菅谷台小学校が指定を受け実施しておりました県事業であります「地域スポーツ力向上推進事業」の成果の現れであるとうかがわれます。

各調査の結果を踏まえ、校長会を通じ、児童生徒が体力の向上を図るべく対策を講じるよう指示をしております。

本年度も、県の事業であります「地域スポーツ力向上推進事業」指定を利府第三小学校が受け、実施をしております。引き続き、専門指導員による体育授業の指導支援や体力向上に係る

教員の支援・助言をいただき、指導力の向上に努めてまいります。

次に、③の学力向上についてでございますが、町では、全国学力・学習状況調査のほかに、利府町独自に小中学校標準学力調査を実施しております。それらの結果を学校教育専門員が調査分析し、教育委員会及び校長会に示し、各学校長へ改善策の提出を求め、その実践に努めるよう指示しております。

また、学校教育専門員による各教科の授業改善、教職員の資質の向上のための研修を実施しており、さらなる学力向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、（3）についてでございますが、初めに、加配の配置につきましては、各学校からの要望により教育委員会から宮城県仙台教育事務所へ申請するものでありまして、必ずしも加配がされるとは限りません。

非常勤講師の採用につきましては、休職等の本務教員の代替として、それを宮城県仙台教育事務所で採用し、各市町村教育委員会に配属されるものであります。現実には、最近の教職員不足により、非常勤講師配置も大変厳しいものとなっております。

教職員の人事につきましては、町としては各学校の要望を基に宮城県仙台教育事務所へ教職員の意向や学校状況を報告しながら進めておりますことを御理解願います。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 8番 伊勢英昭議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の学校給食費無償化についてお答え申し上げます。

まず、（1）の学校給食費無償化制度に学年を定める考えについてでございますが、この制度は、町が進める子育て支援などを一層強化するため、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施したいと考えております。議員御承知のとおり、これは私の選挙公約でもあり、子育て世代の皆様から御要望いただき、考慮した施策であることから、継続して実施してまいりたいと考えております。

また、無料化を実施することで、教育環境の低下や町全体の財政面を圧迫することのないよう、これまでどおり、町全体の各事業の見直しや効率化を図るのはもちろんのこと、地方税などの自主財源の確保に努めてまいります。

次に、（2）の議員御提案の全学年を対象とした給食費の一部補助についてでございますが、補助の手法については、これまでも様々な角度から検討を進めてきたところです。

仮に小学校6年生と中学校3年生の2学年に全額補助をした総額と、小学校1年生から中学

校3年生までに一部補助として配分した総額を同額として試算し、比較した場合には、一部補助の場合に受けられる補助総額が少なくなる方が大多数を占めることから、制度開始時の学年単位の公平性を考慮すると、2学年に対する全額補助のほうが望ましいと判断いたしました。

さらに、小学校6年生と中学校3年生を無料化の対象とした理由につきましては、卒業や進学を控え、特に子育てに係る経済的負担が大きくなる時期であることを勘案し、この2つの学年を対象に全額補助とすることが最も効果的に子育て支援につながると判断したことによるものです。

なお、今後、コロナ禍などの影響により物価が高騰するなど、給食費徴収額を超える負担が発生した場合には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、制度の対象とならない学年の負担が増加しないよう、併せて十分配慮してまいります。

最後に、（3）の国及び近隣自治体の動向調査や財源確保についてでございますが、これまで4年間、給食無料化の実施に向け、先進地における事例や財源確保策などについて調査を行い、内容を精査してまいりました。そうした中で、現在の町の財政状況で実施可能であると判断したところであります。

また、国の給食費無料化の動向につきましては、現時点では明確に示されている状況ではありませんが、現在、国の施策として実施している「幼児教育・保育の無償化」につきましては、保護者アンケートなどにより長い年月をかけ、平成30年から実施されました。本町では、国に先駆ける形で、既に平成18年度から「第3子以降の保育料の無料と助成事業」を実施しており、子育て世代の意向に耳を傾けてきたところであります。こうした特色のある事業を他自治体に先駆けて実施してきたことにより、若い世代の転入や定住も増加し、「子育て支援の町」として評価され、今の町の発展につながったものと認識しております。

このようなことから、給食費無料化の実施につきましては、町独自の子育て支援事業として、今後の人口増や町のさらなる発展へとつながっていくものと考えておりますので、実現に向けて御理解をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 1番の教育行政の（1）について再質問いたします。

まずもって、この報道が先月の8月になってからのことなので、今回質問するのはちょっと時期尚早かなというふうな感じであります。詳しく中身を説明いたしますと、スポーツ関係の部活と同様に、これ4年くらい前も私一般質問しているんですけども、スポーツ関係の部活

と同様に、文化関係の部活、例えば吹奏楽、合唱や演劇です。これが学校の先生の手から離れて、コーディネーターの仲介を経て、委託先が地域の文化団体やカルチャースクール、そして芸術系大学に移るという文化庁の提言であります。これが8月にありました。既にスポーツクラブの総合型地域スポーツクラブへの移行を示したスポーツ庁もこれに足並みをそろえて、移行スケジュールは全く同じ時期の来年の23年度から25年度まで、この3年間を設定しているところではあります。

これに関して、自治体の役割として具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画の策定が求められるわけがございます。私には、この地域とのマッチングを進める上で、相当無理困難が、今までの体制をすっかり変えるわけですから無理困難があるように思えますが、果たして町では今の時点でいかがお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 伊勢議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、部活動の地域移行に関しましては、多くの様々な問題が挙げられており、特に、御指摘のとおり、その受皿となる地域における団体や指導者の発掘、選定におきましては、現時点で大変難しいかなというふうに考えているところがございます。今後、スポーツ庁や文化庁からの通知を吟味いたしまして、またほかの近隣の市町村教育委員会とも情報交換しながら対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今、人材発掘、地域での人材発掘というのが大変難しいんじゃないかという御意見がありました。そうですね、やっぱり今までそれほど学校と地域が密になってはいないわけですから、難しいかなというふうに私も考えております。ただ、この一報を聞くなり私がぱっとひらめいたのは、部活動を指導する先生おられますね。先生たちが、やはり今まで本当に忙しかったんじゃないかというふうに思うんです、部活動まで。ですから、この点で、先生たちにとっては朗報じゃないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の質問にお答えいたします。

部活動指導というのは大変教育的な大きな意義を持っておりますことから、先生方の一部の方々は子供たちと触れ合う時間が減るんじゃないかと結構不安を持たれている方もいますし、

もともと部活動指導に情熱を持って取り組まれている先生方もいらっしゃいますので、そういった先生方のお気持ちは別といたしまして、これが実現すれば、確かに先生方に時間的な、また気持ち的な、精神的な余裕が生まれることが予想されますので、そういう点では朗報というふうに考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） これが先生方の働き方改革の一つじゃないかと、これからのというふうには私は理解しております。

では、実際に、各種部活のコーディネーター、先ほど人材発掘が難しいと言いましたけれども、この人たちの選定、それから指導者の確保においては、本当に地域の人材をやはり学校側で熟知していないと、指導方法がやはり変わってくる。逆に、何というか、劣化するんじゃないかというふうな感じもあります。当分の間は、やはり学校の先生と、それから地域の指導者、そういう人たちが一緒に共同で指導をしていくという体制が私はベストかと思えますけれども、その点はどのようにお考えですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、指導者の質の確保というのは本当に大切なところであるというふうに考えております。スポーツ庁からは、先生方による、いわゆる兼職・兼業もオーケーであるというふうな提案もされておりますので、引き続き教師が指導するというのも一つの方法であるというふうには認識しております。一番大事なのは、やっぱり子供たちが、指導者が替わったり2人になることによって混乱したりすることがないようにすることが大切かなというふうに考えられておりますので、そここのところも大事にしていきたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今後、どのような動きになるか、やはり様子見ないと分かりませんので、スポーツ庁並びに文化庁の主導ですから、それを私どもはやはり見ていかないといけないなというふうに思っております。

では、（2）について、移ります。

まず最初に、①についてです。報道では……、①は定期点検の話ですね、危険箇所。この報道では、都道府県県庁所在地、仙台市とか大きな都市、そういうところでの定期点検なんですけれども、それにかかわらず、その後の調査で1,200を超える箇所に安全性に問題があるとい

う新聞の指摘がありました。本町においては、学校設備の定期点検ですけれども、現在点検箇所というのは何か所ぐらい見ていらっしゃるのでしょうか。それから……、まず調査している箇所、教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

本町で行っております学校の遊具及び体育館設備等の安全点検では、町内9校合わせまして、単体遊具で70基ほど、それから複合遊具で5基と、また各学校の体育館にバスケットボールのゴールがございますので、そういったところの劣化状況等の点検を対象として行っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 次も新聞報道ですけれども、この定期点検調査ですけれども、学校の先生たちには相当の負担になっているという話もございます。この定期点検調査は、学校の先生プラス、やっぱり外からの業者に委託しているのでしょうか。その中身を教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

建築基準法をはじめとする法定点検及び遊具等における定期点検につきましては、町のほうから業者のほうに委託をしておるところでございます。なお、議員お話しのとおり、学校の先生方も、最低月1回は学校保健安全法に基づいて点検をしているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） では、たくさんの人の目で確認するというので、ある程度は安心してその遊具を使うことができるということで、私は納得しましたけれども、今後も、入念に、人命に関わることもありますので、やっていただきたいなというふうに思います。

じゃ、危険箇所と判断した場合、確認した場合、先ほどちょっと教育長も答弁がございましたけれども、どのように対処しているのか、それをもう一度ちょっと具体的にお教え願えませんか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

危険箇所として認識した場合の対処についてでございますが、まずは、一番は児童生徒等がけが等しないように、まず即、危険エリアを封鎖して立入禁止にします。使用禁止の措置を講

じた上で、必要に応じて専門業者等へ調査を依頼して修繕方法等の検討を行っております。その後、先ほど教育長の答弁と同じになりますが、緊急を要するものにつきましては予備費等により修繕を行いまして、緊急を要しないものにつきましては次年度の予算で対応しているというところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 次に、②に移ります。学校保健統計調査についてでございます。

報道によりますと、私新聞しか情報源が今ないんで、宮城県は肥満傾向児の割合が高いという結果が出たわけです。それでは小1から高3までの男女別の統計がございましたけれども、宮城県の場合、大半の学年で全国順位が10位以内と。上位10位ですね、肥満度が。しかも、小4女子と小6女子は全国1位だと。宮城県ですよ。利府町はまだ分かりませんが、先ほど何か話によりますと、利府町も何かその傾向があるんじゃないかと思えますけれども、男子の場合は中2が全国2位だそうです、肥満度が。本町においての肥満傾向、先ほど教育長から説明ありましたけれども、ちょっと速かったんで、聞き漏らしましたので、ちょっともう一回お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） それではお答えいたします。

昨年度の本町の児童生徒の肥満傾向の割合、詳細でございますが、小学生男子で14.5%、小学生女子で12.2%、中学生の男子で11.5%、女子で10.1%となっており、小学生・中学生ともに肥満傾向の基準20%となっておりますが、それをどちらも下回っているという結果でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今パーセントで言いましたけれども、全国のパーセントと比べてどのぐらいなのでしょう。上なのでしょう、下なのでしょう。今のパーセンテージですけれども、全国のパーセンテージと比べて利府町は上なのでしょう、下なのでしょう。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えします。

すみません、ちょっと今全国との比較資料を持ち合わせてございませんので、後ほどお答えしたいと思いますが、恐らく全国よりも低くなっているというふうに思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 私は高いんじゃないかと想定して質問していたんですけども、これ以上ちょっと言えなくなりましたので、ここでやめておきます。

じゃあ、③の全国学力・学習状況調査、これについて移ります。

先ほど教育長から全国学力・学習状況調査、これだけじゃなくて標準学力調査というものも利府町でやっているということです。これはやっぱり母数が多いとそれだけ正確な数字が出るわけでございます。これは何でもそうですけれども、数が多ければ多いほど数字が正確になるわけでございます。こういうことで、児童生徒にとっては弱点箇所の確認、それから先生にとってみれば、どこが劣っているか、どこが進んでいるかということで、学力を計るテストであるということでもあります。

本町において、学力レベルですけれども、まず学力レベルについてちょっと興味持っていますんで、お聞きしたいんですけども、数年前の私の一般質問もこれで聞いたわけですけれども、当時は仙台市と同じくらい、もしくはちょっと上かなという答弁がございました。今の時点では一体学力レベルはどうなっているか、差し支えないところでお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員ただいまお話しのとおり、この全国学力・学習状況調査というものの実施目的でございますが、子供たちの学力の弱点箇所の確認と先生方の指導法改善につなげるというものでございまして、順位等の公表はしておらないところでございますので御理解賜りたいと思うんですが、ただ利府町の子供たちにおきましては、特に小学校のほうにおきましては、県の平均よりもかなり頑張っているというふうに感じているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 県のレベルよりもかなり頑張っているという話でございました。ただ、課題もあると思うんですよね。利府町としての課題というか、学力面も、それから学習面ですか、こちらもいろいろ、答弁書の中では何か各学校長へ改善策の提出を求めて、その実践に努めるよう指示したということでもありますので、どういう点が課題になっているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

先ほど利府町の子供たち、とても頑張っているというふうにお答えいたしましたが、その中でも、あえて申し上げれば、教科ごとのやはり差があるということでございます。ある教科はとてもいいんですけれども、ある教科は平準並みであるとか、そういったふうに教科ごとのちよっと違いがあるということで、その辺を高めていきたいなというふうに感じているところがございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 何か曖昧模糊として分かりませんが、そこまではっきりは言えないわけですね、何が駄目でいいとかと。前にも質問したとき、そうでしたけれどもね。県では載っているんですか、これ、ホームページか何かで結果を。宮城県として載っているわけですよね、ホームページでは。利府町は載っていない。結果を載っている市町村もあるということですが、それ以上聞いてもどうしようもないので、ここでやめておきます。

じゃ次に、（3）に移ります。

これも報道ですが、公立小中学校の教員の勤務苛酷、休職5,000人と。学校の先生が、休職しているのが全国で5,000人いるということです。これが報道で載っていました。勤務時間中の休憩時間が取れなくて、精神疾患で休職する教員が全国で5,000人いるということです。とにかく教員は忙しいのが分かります。授業を受け持つだけでなく、保護者への連絡帳など文書を作成したり、さっきありました部活動の顧問など仕事が山のように重なっております。今やデジタル化対応のため、計画書を、デジタル教育ですね、その計画書も作らないといけないと。その中で、教員に無理難題を投げかける親がいるわけです。いわゆるモンスターペアレントという人たちです。

その例を幾つかちょっと挙げてみますと、自分の子供を手厚く指導する専用の教員をつけろと、そういうモンスターペアレント。それから、自分の子供が学校を休んだときの給食費を返せと言うモンスターペアレント。それから、気に入らない教員を辞職させるために授業をボイコットさせると、そういう親。それから、学芸会で、主役の白雪姫を女子生徒全員平等に演じるように要求すると。つまり白雪姫が10人とか15人になっちゃうんですね。こういうような無謀な、無謀ですかね、よく分かりませんが、要求があるということで、これを先生たちがこの要求をのめるかということなんです。これがモンスターペアレントということで、最近、最近というか、ちょっと前から話題になっておりますけれども、今学校の先生の休職と保護者側からの教職員への無理難題について言ったわけでございます。

ここで再質問したいんですけども、本町においても、似たような事案が3件あったと、ちょっとうわさで聞きました。今から3件についてお聞きしますので、事実関係についてお答え願いたいんです。じゃ、まず、校長先生が病欠で休んでいるとき、主幹の先生が倒れ、欠勤状態になったと。お二人休みですね。その上、2人の先生が産休で休んだと。これで4人、学校で休みましたよね。そうすると、やはり学校側としては大変なことに、教える側としては人が足りないわけですから大変なことになります。残された幹部の教頭先生が深夜まで獅子奮迅の働きをしたと、そういうお話を聞きました。ここで、教員の補充ですけども、何らかの事情で教員の補充ができなかったということでもあります。では、この先生の補充要件というのは一体どういうふうになっているのか、お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

教員の補充要件についてでございますが、まず産休等、あらかじめお休みになることが分かっている場合は、その先生の代わりの講師が、その先生がお休みになった翌日から勤務できるように配置することになっております。また、突然の病気のような形でお休みになられた先生がいらっしゃる場合は、まずその治療期間を記した医師の診断書と申しますか、そういったものと、それから学校側からの講師の申請書というものを教育事務所のほうに提出することになります。それが提出された後に、事務所のほうで代替の先生方を配置するというふうなことになっております。どちらの場合も、代わりの講師がすぐ見つければいいんですけども、先ほどの教育長の答弁にもありましたとおり、今は大変に先生不足ということで、なかなかそれも難しい状況になっております。そういった場合は、やはり校内でカバーをするということになるようになっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 次、2つ目です。

人事異動で、幹部の校長先生と教頭先生が同時に異動になったという事実があったと。これ利府町です。学校経営の中核である校長・教頭が同時に異動にするということはよくあることなんでしょうか。県の教育委員会が人事異動を発令していると思いますけれども、現場を無視というふうに感じますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

管理職の異動につきましては、県教委のほうで配置を決定しておりますけれども、勤務校での在任期間や、また昇任人事等の条件によりまして、校長・教頭が同時に異動になるということはよくございます。各校の校長や教頭はそういったこともあらかじめ踏まえて、異動の際に後任であります校長先生や教頭先生方に引継ぎを十分と、しっかりと行っておりますので、学校運営のほうには支障が生じないようにということでやっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃ、3つ目になります。

3つ目は、子供に出した問題が不適切だったと。これ親の指摘です。ある親が教員に、それで辞職迫ったと。これで騒動になったんです。それで、緊急保護者会を開き、保護者会では、その辞職を回避したわけでございます。それにもかかわらず、教員は自主退職してしまったと。嫌になったんですね。このようなことが本町にて現実起こったことなんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） お答えいたします。

教員の自主退職につきましては、個人情報等のこともございますし、また教育委員会としましては、その理由等を本人から説明を受けるといふようなところもしておりません。したがって、今議員が御質問ありました、そういった教員がいたかということですが、ちょっとその有無については確認しかねるところでございます。御理解賜りたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） これもうわさだけなのかも分かりませんが、何か先生たちのやっぱり待遇もしくは立場、大変変わってきているんじゃないかというふうに私は思います。9月の広報りふ、見たんです。9月の広報りふには、小中の義務教育学校の常勤と非常勤講師募集してありました。こういう先生の状態では、幾ら募集しても成り手がいないんじゃないかというふうに思うんです。今の時期に求人するということはちょっと時期外れでもありますし、果たして定員を埋めることができるのか、それもやっぱり危惧されるところであります。これから、やっぱり先生の待遇改善、もしくは保護者側の学校の先生に対するやはり意識改革、こういうものが今から求められるんじゃないかと。私も塾30年やりましたけれども、だんだん親が変わってきているというのは分かります。その点、先生たち大変だなというふうに思いますので、今後も頑張って、先生たち、本当に大変ですので、そこのところはよろしくお願ひしたいなど。教育委員会も頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。これは質

問ではございません。

では次、大きな2番目の学校給食費無償化について、移ります。時間がなくなりました。(1)の再質問をいたします。

教育費というのが、令和4年度で、当初一般会計予算全体の12.4%に当たる15億9,482万円です。ところが、今この中で、多いか少ないかというのは、今児童生徒が減少している中で、毎年同じ増加傾向にあるということでもあります。これ、しょうがないと思います。最近では、エアコンの整備や、それからタブレット端末の支給などでお金がかかったということで、国策でやっぱり増加したんじゃないかというふうに思っております。その中で、利府町の今回の補正ですけれども、町税です。町税の固定資産税が2億5,000万円増えていると。しかも、町税の中でも、町民税、これが4,500万円ぐらい増えていると。そういう中で、今まで私たちが財源大丈夫かという話でありましたけれども、飛躍的にちょっと町税が増えて、財源が増えてきているんじゃないかというふうに見ています。土地・建物の固定資産税もあるんですけれども、またふるさと応援寄附金も、新聞広告出したせいか、飛躍的に増加傾向にあると。これで財源大丈夫かなというふうに考えておりますけれども、この点について、財源についてはどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

財源についてでございますけれども、議員御指摘のように、おかげさまで今の町の財政、今回補正予算でもお示したように、歳入部分については、町税関係は大分増えているというようなことでございます。もちろんふるさと納税は、これはもとより、特に最近ではイオンの南館などの商業施設、そういったものをはじめとする様々な商業関係の施設の進出によりまして、固定資産の面で大分増加しているということでございます。また、町税全般も、堅調に今伸びを見せているというような状況にあります。

こうしたことから、現時点で、この給食費無償化を今考えているわけなんですけれども、継続的に実施していく上で、十分な財源確保が今であればできるかなというふうに町のほうとしては今考えて制度設計をしているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 今回の余剰分と言ったらちょっとあれですけれども、増加分、それを財政調整基金に5億2,000万円くらい積んでいますけれども、これをやっぱり将来のために使うか

もしれないということで、教育予算についても、それを組んだら、不慮の災害、それから将来世代に対する基金、そういうものに私は積んだらいいかなというふうに思っています。ですから、今給食費無償化という話がありますけれども、まず将来の災害とかそういう学校の設備資金、そういうもののために基金で積んだほうがいいと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

伊勢議員のほうからは、将来のそういった教育予算、いろんな国の施策なども大分変わってくるかもしれないというような、そういったところで、お金は大丈夫なのかということで、十分な基金造成も必要だろうということを御心配をいただいております。ありがとうございます。そういう中でも、先ほども申し上げたとおり、今の町の財政状況、収入、町税あるいはふるさと納税等々、繰り返しになりますけれども、顕著に伸びているというような状況にございますので、その辺、これからの災害等、突発的なそういった予算が、必要な予算が出たと、必要になるということがございましたら、町の当然財政調整基金、そういったものも含めて活用しながら十分対応できるというふうに、町のほう、今の財政状況のほうは見ておりますので、あるいは国のいろんな施策、あるいは災害等については、国の補助ですとか、そういった関係する支援制度もございますので、そういったものも活用しながら財政運営を行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） じゃ、（2）に移って再質問です。

対象学年の中3・小6はいずれ達するので、公平であるというお話でございました。前提からいえば、小学校1年生から中学3年生になるまで最低9年かかるわけですから、公平に渡するためには9年間必要であると。しかも、未就学児、いるわけです。この人たちにもやはり無償化しなければ、また公平ではなくなるということでございます。この制度は、公平さを保つためには、小6・中3だけじゃなくて、もう永久的・恒久的にやっていかないと、行き渡らせるためには恒久的にやっていかないといけないということになりますけれども、それでいいんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

伊勢議員からの御質問は、未就学児、これは恐らく想定しているのは、保育園児、幼稚園児まで広げての実施ということも必要ではないかということもおっしゃっているのかなと思いますけれども、当然ながら財源的な、財政的な問題もそうしますとありますし、公平性という点からいけば、未就学児の場合は、在宅で保育をしているお子さんもいらっしゃるわけでございます。そういうことで、公平ということになれば、そちらのほうの手当てもして初めて公平ということになるのかなと思いますので、町といたしましては、まずもって対象を義務教育、全員が通うということで、小中学校のみに限定して、必要な財源も確保しながら実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 当初の町長の選挙公約ですけれども、学年は指定しなかったように覚えておるんですけれども、公平に無償化するなら、やっぱり学年対象すべきじゃないと思いますけれども、その点いかがでしょうか。町長にお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問にお答えいたします。

私、1期目の公約としては、小学校の給食無償化ということで掲げさせていただきました。それは全員に無償化できればもう最高だと思います。町の現実の予算と財政状況、そして議会の皆様から宿題を出された財源問題、こういったものをいろいろと私ども交通整理いたしまして、まずできることからやっ払いこうということで、今部長も答えさせていただきましたし、また伊勢議員、もう御自身で御理解されてお分かりの中で御質問されているのか、先ほどさすが大だと思ったのは、白雪姫は全員なれないと。これはまさしくそのとおりでなと私は思って、さすが大だと思って聞いておりました。なので、まずは本当に大変なお金のかかるところから経済支援していこうというところで、今制度を組み立てているところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） そのうち町長から提案出るんでしょうけれども、どういう形で、また提案出るか、期待を持って待ちたいというふうに思います。期待ってどういう、賛否は分かりませんがね。

じゃ、3番について再質問いたします。

子育て支援の西の横綱と呼ばれる兵庫県明石市、東は流山市だったそうです。子育て支援の横綱と言われているそうです。中学生全員が給食費無償化になっているわけです。それにつら

れて近隣自治体が、税収の多い・少ない、それから財政事情も関係なく、つられて、やむなく歩調を合わせざるを得なくなったということでございます。給食費無償化に限らず、生き残りをかける自治体、その無償化サービスで、自治体間の無用な競争になっていくんじゃないかなと。こういうのは、私は避けたいと思いますけれども、そういう点、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、これまでも利府町は様々な子育て支援事業を展開して、積極的に展開したおかげで、今の発展を見たということでございます。今更申し上げることもございませんけれども、こうした取組が功を奏して人口増、発展につながってきたものだというふうに認識しているわけでございます。新たな人を、人口が増えるように呼び込み、新たな人を呼び込んで安定的な町財政の運営を図るためには、どこの自治体も切磋琢磨しながら今しを削って取り組んでいる状況、これは議員の皆さんももちろん御承知のことだと思います。町の魅力をこれからも高めて、ほかにない戦略的な事業の取組は、今の時代は必然的なものになっているというふうに考えております。現状の施策のみに甘んじて何も手を打たなければ、町の魅力も生まれませんし、この町に住んでみたいとか、あるいはここにずっと暮らしたいですとか、そういった気持ちは起きてこないかなというふうに思っております。そういうことで、今後も町としては、こういった様々な戦略的な事業を積極的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 最後に、次のようなことを私は言いたいと思います。

今危惧されるのは、食料品の値上げと、それからエネルギー価格の上昇であります。このことは日本の国民にひとしく覆いかぶさり、利府町民にとってもひとしくのしかかってくるわけでございます。学校に通わせる中3と小6の親だけが税の恩恵を受けるということは、ちょっと疑問を感じざるを得ないところでございます。そのことだけ私は感じておりますので、これで、私の、答弁は要りませんので、一般質問を終わります。以上で終わります。町長、じゃ、最後をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 伊勢議員の再質問というか最後のコメントに、中学校3年だけとか、小学校6年だけというところでは、私たち考えておりません。前も答弁させていただいたように、

私たちは、財政状況で見合って、まずはやってみようと、それから財政状況を見ながら拡幅できるところは拡幅していこうということで、以前は表決を採っていただきました。残念ながら、それは拒否されてしまいましたけれども、その考え方とか路線は変わってはおきませんので、その「のみ」とか、「だけ」とか、公平性とか、そういうことを私たちもしっかりと考えて政策を打ち出しておりますので、先ほど伊勢議員がもうおっしゃったとおり、将来のために使おうじゃないかと。将来って子供たちのことじゃないでしょうか。私は、それは伊勢議員と何らの考え方が違うこともないと思っておりますし、以前、遠藤議員からでしょうか、昔は利府町の小学生は30クラスもあってと、ねえ、にぎわっていたというお話もされました。今は皆さん、菅谷台小学校、1クラスですよ。私は、危機の崖っ縁に立っていると思っておりますよ、利府町は。そこで、経済支援、財政支援、できない町って、私はどうなんだろうと。様々なデータがあります。子供たちは未来です。子供たちを支えていこうと。先ほど伊勢議員から西の明石市が周りの近隣が引っ張られてという表現があったんですけれども、果たして周りが引っ張られて、そんな子供たちの支援を何か負担のように感じながらやる今状況でしょうか。私は、どんなことを諦めても、子供たちやそれを支える人たちに、財政支援・経済支援しなきゃいけないもう時期、それはもう遅きに失しているかもしれない。そういう危機感でこの政策を打ち出そうとしているということだけは御理解いただきたいなと思っております。すみません。

○議長（吉岡伸二郎君） 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、8番 伊勢英昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時10分とします。

午後1時58分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔3番 鈴木晴子君 登壇〕

○3番（鈴木晴子君） 3番 公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、ど

うぞよろしくお願いたします。

1、防災・減災への取組について。

大規模自然災害から町民の命や財産を守るために、今までの災害を教訓に、被害を最小限に抑える地域の特性に合った防災・減災対策を強化する必要があると考えます。以下、町の考えをお伺いたします。

（1）頻発する豪雨による浸水被害、土砂災害等の防止への対策について、以下、町の考えをお伺いたします。

①「利府町都市マスタープラン」では、水害対策への方針として、「雨水調整施設の整備を推進する」としております。浸水被害を繰り返しております浜田地区へ雨水調整施設を整備する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

②「利府町国土強靱化地域計画」では、土砂災害対策の推進方針が示されております。取組状況をお伺いたします。

（2）地域の防災力向上のためには、住民一人一人の防災リテラシーの向上が重要であります。災害時、避難指示が示されても、避難行動に移らない住民が残念ながら存在いたします。地域とともに災害・防災情報への住民の理解・活用能力を高める方策が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

（3）令和3年5月、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定され、市町村による避難行動要支援者への避難支援等について、居宅介護支援事業者等の福祉事業者等と積極的に連携していくことが重要であるとされました。町の取組状況をお伺いたします。

2、安全で魅力的なまちづくりの推進について。

国は、安全で魅力的なまちづくり推進が必要として、令和2年6月に都市再生特別措置法を改正いたしました。改正法の背景としましては、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアによる新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくり推進の観点から、総合的な対策を講じることが喫緊の課題であり、また生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、町なかにおいて多様な人々が集い交流することができる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要としております。安全で魅力的なまちづくり推進するために、以下、町の考えをお伺いたします。

（1）改正法の趣旨を踏まえ、将来を見据えた安全で魅力的なまちづくりを推進するために、「立地適正化計画」を策定してはどうでしょうか。

（２）頻発・激甚化する自然災害への対策として、移住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図るため、「防災指針」を立地適正化計画の中で示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

１、防災・減災への取り組みについて、２、安全で魅力的なまちづくりの推進について、いずれも、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） ３番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の防災・減災への取り組みについてお答え申し上げます。

まず、（１）の①の頻発する豪雨による浸水被害、土砂災害被害などの防止への対策についてでございますが、本町における雨水対策につきましては、優先順位を定め、計画的に雨水幹線の整備を進めているところでありますが、浜田地区につきましては、平成24年度から平成28年度までの５年間にわたり、震災復興事業による通称北の川の改修工事を実施し、排水機能強化を図ってきたところであります。

しかしながら、近年頻発している台風や線状降水帯の発生による局地的豪雨は、本町においても例外ではなく、今年の７月15日からの大雨の際には床下浸水の被害も確認しているところであります。

特に局地的豪雨につきましては、町としましても大変苦慮するところではありますが、議員御提案の浜田地区への雨水調整施設の必要性も含め、今後、さらなる検討が必要であると考えておりますので、御理解願います。

次に、②の土砂災害対策の取り組み状況についてでございますが、現在、県では保安林を適切に維持管理するために枝打ちや間伐を実施しており、葉山団地に隣接する番ヶ森地区では治山対策を行っております。

さらに、町では大規模盛土変動調査を行っているほか、毎年６月初旬に宮城県仙台土木事務所や砂防ボランティアの皆様と協力して、町内における土砂災害危険箇所のパトロールを実施し、状況把握に努めています。

また、利府町防災マップや町のホームページでは、土砂災害警戒区域を周知するとともに、避難行動の啓発を行い、町民の皆様の防災意識の高揚を図っております。

次に、（２）の地域の防災力向上のための防災リテラシーの向上についてでございますが、議員御指摘のとおり、各種災害時に避難指示を発出しても、安全確保行動を取られない方々が

おられることは課題として把握しております。

町民の皆様の貴い命を守るため、災害発生時には避難行動が最も重要であると考えております。そのためには、地域の防災体制の確立と防災意識の高揚、知識力・技術力の向上が欠かせないことから、今後も、町民の皆様の御協力をいただきながら、防災訓練等に積極的に御参加いただけますよう周知を図ってまいります。

最後に、（３）の避難行動要支援者に対する福祉事業者等との連携についてでございますが、令和3年5月に改定された国の取組指針の中で、今後5年程度をめどに、優先度が高いとされる避難行動要支援者に対し、個別避難計画の作成が努力義務となっております。

計画の作成に当たり、対象となる避難行動要支援者は、介護認定度の高い高齢者や重度の障害がある方となっておりますが、一人一人必要となる支援の内容も異なり、本人の状態や家族の状況を詳しく把握している身近なケアマネジャーなどの関与が重要であることから、居宅介護支援事業所などと連携を図り、作成を進めてまいります。

今後の予定といたしましては、先行して計画作成を行うモデル地区を選定し、地域での防災訓練における活用も含め、福祉事業者などと連携しながら個別の計画案の作成を進めてまいりたいと考えております。

その後、計画案の実効性の検証や受皿となる避難地域との調整を図った上で、本町の全域において段階的に進める予定としており、災害時に活用できる実効性のある個別避難計画を作成してまいります。

次に、第2点目の安全で魅力的なまちづくりの推進についてお答え申し上げます。

まず、（１）の立地適正化計画の策定についてでございますが、現在、全国的に人口減少や少子高齢化の進行により地域産業の停滞など地域社会の活力低下が懸念されております。

こうした中、国では、安全で魅力的なまちづくりを推進するとともに、持続可能で生活しやすいまちづくりを進めるため、医療・福祉・商業施設や住居がまとまって立地し、公共交通沿線に居住を集約・誘導する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を提唱し、平成26年に立地適正化計画制度が創設されております。

議員御提案の立地適正化計画の策定は、各自治体において、将来の人口減少・高齢化社会を見据え、持続可能な都市基盤を維持・整備するためには、大変有効な計画であると認識しているところです。

しかしながら、本町においては、現在も人口が緩やかに増加傾向にあり、今後の単独市制移

行を目指した各種施策に取り組むため、利府町都市マスタープランに沿った市街地の拡大に向け、新たな人口・産業の受皿の整備を図っております。

このようなことから、現在のところ立地適正化計画の策定については考えておりませんが、利府町総合計画や利府町都市マスタープランの見直し時期に合わせて、再度必要性について検討してまいります。

最後に、（２）の防災指針を立地適正化計画の中で示す必要性についてでございますが、計画策定に関する調査研究の中で検討してまいります。

なお、現段階におきましては、町の地域防災計画により対応してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

浜田地区への雨水調整施設の整備につきましては、今までも町のほうでは大分対応をされていること、よく私のほうでも理解しているところであります。先日、7月15日に大雨が降りました。そのとき、夜中に、本当にその地域の皆様は突然目を覚まして、目を覚ましたら、もう水が玄関まで来ていたというふうなところで、それで慌てて準備をして荷物を上げたりだとかあったというふうなお話を伺いました。この地域は大分高齢化も進んでいるところであります。水が引いた後の泥のかき出しも、高齢の体をむち打って片づけているという、本当に大変な思いをされているということをお伺いいたしました。復興工事でなされているところ、大分お金もかけていただいたにもかかわらず、また浸水してしまったことを本当に残念に思っているところであります。本当に想定できない雨が、今は、台風が続いているところであります。やはりこのままにはしておけないなというふうなところであります。検討するというふうなことで御回答いただいているところではあります。これは待っている人たちがいるという部分では、本当に時期を区切って対策をしていかなければいけないというふうに考えております。そのような部分では、町長に、この時期という目安的なものをお考えでしたらお伺いしたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木義光君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました浜田地区につきましては、7月の大雨の際にも浸水をしているというところで、位置的にも低い位置にございまして、いろんな方向からの水が、雨水が集ま

って浸水してしまうという、そういった地域にございます。そういったことから、様々な視点からの対策を考えていかなければ解消は難しいのではないかというふうにも捉えておりました、効果的な対策について、しっかりと調査検討した上で、計画的に事業を進めていく必要があるだろうなというふうに考えているところをございますので、できるだけ早い段階で、その辺の調査検討を進めていきたいというふうには考えているところであります。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ただいま部長から、できるだけ早い段階というふうな御回答をいただきました。これについて、町長からもお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

今部長が答えたとおり、状況をしっかりと鑑みて、早く、なるべく早く、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 町長からも、しっかりと、できるだけ早い段階というふうなお言葉をいただきました。本当に大変な思いをされている方々がいらっしゃいますので、何とかしていただきたいなというふうに思っております。

次に、②番目の国土強靱化のほうに移りたいと思います。

御回答いただきましたように、保安林のほうとかは大分適切に管理されているというふうなお話でありましたが、利府町は民有林、また私有林の率、面積が多くなっているところであります。この私有林についての対策について、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

議員御質問の私有林というのは、私の、私有地の私ということですよ。利府町では、県有林、それから私有林がありますけれども、一応町が管理している山林はないわけですが、当然県は県のほうで管理、あとは私有林につきましても、県の指導の下、適切に管理していくということで、山林所有者のほうにも、そういったことは今後も通知していくようにはしておりますけれども、なかなか町から私有地、私有林に、そこをどうするというは、なかなか今のところはできないというのが現状でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） なかなか私有林については難しいというふうなことでありましたけれども、平成30年11月の衆議院、国会におきまして、やはり民有地における崖崩れ等、災害対策に対しましての質問がありました。それに対して当時の安倍首相がお答えされている内容は、国民の生命を保護するために、その民有地の人ができないときには、県と、また国がしっかりと対応していくというふうな答弁をいただいているところでありました。

そういうふうな中で、石巻市では、国土強靱化地域計画の事業の中に、市土、石巻市の市土ですね、市土保全として、私有林に対して4つの事業を行っているところであります。1つ目は、森林環境保全整備事業、これは間伐です。それから2つ目が、みやぎの豊かな森林づくり支援事業、それから3つ目が、森林環境整備事業、こちらはパリ協定における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や森林被害の防止を図るため民有林を所有者に代わって森林整備をする事業となっております。それから、4つ目におきましては、小規模治山事業、こちらは、私有林ののり面崩落被害が発生した山林に治山設備を整備する事業の4つを石巻市では行っているわけでありまして。

このように、私有林でも市が関わって整備できているわけでありまして、利府町としてもしっかりと対策を、今回、雨で崩れてしまったところというのは、私有林が多かったのではないのでしょうか。そういうふうな面では、しっかりと、町民の命を守るという観点から、このような事業を検討していくべきではないかというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり、県が指定して、私有林も保安林として指定できれば、そういった整備というのは、国・県の下にやっつけていけるという制度もあるかと思えます。その辺は、今回浜田地区の件ということですが、そういった山につきましては、利府町内全体にも関わることになってきますし、県とか国であれば、当然利府町のみならず、県全体、それから国全体というような規模のものに関わってくるようになりますので、なかなかそれを全て保安林として指定できるかという、なかなかそこは現段階では難しいところもありますので、こういった自然災害は、いつどこで起きるかも予測が不能というところもありますので、今後、その辺、国とか県の指導の下、町でも危険箇所等につきましては、できるだけ把握しながら、そちらの県・国等の検討を進めていくということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いま

す。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 利府町の保安林は山の奥のほうで、人が住んでいるところら辺は保安林ではないんですよ。それを指定する。多分保安林として国が指定するかといたら、県がやるかということにならないと思いますので、私有林の対策として、国は、林野庁は、しっかりといろいろなメニューを用意しているところであります。しっかりとその辺を検討していただいて、土砂災害が起こらないようにしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、土砂災害対策なんですけれども、都市計画法がまた改正されまして、これまで都市計画法による規制対象は自己用外の施設、事務所等の建築の用に用いる目的で行われた開発行為はまだ可能だったんですけれども、令和2年6月にまた都市計画法が改正されまして、新たに自己の業務用の施設、店舗等の建築等の目的で行う開発行為が規制の対象に追加されることになりました。このような部分もしっかりと周知して、周知している自治体は大分周知しているところでありますが、しっかりと、危ないところに建築しないようにというふうな内容でございますので、この辺、しっかりと周知していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 議員にお答えいたします。

開発行為の件なんですけれども、開発行為そのものは宮城県のほうで受け付けしておりますので、その中で町のほうもそれに連なって指導していくということになっておりますので、その辺を加味しながら、注意しながら、指導していきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） これはレッドゾーンの方に対してなものですから、レッドゾーンの方々に対して、そういった住宅地ではそういうことはないと思うんですけれども、業務用の建設というふうになっていきますので、レッドゾーンの方で、そういうふうな方々にしっかりと周知をしていただきたいというふうに思いますが、すみません、もう一度お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 防災計画のほうで、レッドゾーン、イエローゾーンのほうを把握しておりますので、そちらのほうを見ながら指導はしているつもりでございます。以

上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） レッドゾーンの方がその場所に建てられるかどうかというのをしっかりと分かるようにしていただきたいので、周知していただきたいと思っておりますけれども、もう一度お伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） そちらのほう、ホームページ等で、これから周知徹底とかしていきたいなど。あと、地域防災計画のほうでも、イエローゾーンとかそういうもの、防災マップのほうでもあるので、それらを利用して検討していただくようにしたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） お願いいたします。

それでは、（2）番目の防災リテラシーの向上のほうに行きたいと思います。

平成30年7月の豪雨におきまして被災しました岡山県倉敷市におきまして、ハザードマップ認知の調査が行われました。マップは全戸配布となっているところでありましたが、調査では、マップの認知度が75%だったものの、内容の理解に関しましては24%にとどまっていたというところで、マップを配っただけでは理解につながっていると考えるのはやっぱり駄目なのかなというふうに思っております。住民は、自らの命は自らが守るという意識を持っていただいて、行政は適切な避難行動を取れるように全力で支援する、このスタイルが一番大事だと思います。私、以前、そういうふうな部分では、マイ・タイムラインの作成が必要ではないかというような提案をさせていただいております。そのときしっかりと調査研究していくというふうな御回答をいただいているところでもあります。マイ・タイムラインというのは住民一人一人のタイムラインでありまして、避難する際、どのような行動を自分が取っていくかということをしつかりと書類としてつくっていくというもので、国交省のほうでも「逃げキッド」というふうなものを作成しまして、そのタイムラインの作成を促しているところでもあります。ただ、これをすぐ皆さんが、一人一人がすぐにつくっていけるかというとなかなかそれも難しいというふうな部分で、やはりこういう部分では地域防災リーダーの活躍が大事になってくるのかなと思っております。そのマイ・タイムラインをつくる、指導していける人たちを育成している自治体があります。マイ・タイムラインリーダーというふうになっておりますけれども、県のほうでもそのようなリーダー研修会をしたようでもありますけれども、やはりこの自主防災リーダーの

皆様に、このマイ・タイムラインのつくり方を覚えていただいて、それで地域のほうに下りて、皆さんに作成を促していく、そういうふうな流れが大事ではないかなというふうに思いますが、このような形で動いていっていただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

防災リテラシー、本当に悩ましい問題であると私のほうでも理解しております。今御質問のあったマイ・タイムラインでございますが、現在、防災マップを新しいものを作成しております。そちらのほうにマイ・タイムラインの掲示のほうを載せるような計画であります。

あと、このマイ・タイムラインの指導に当たっては、やっぱり災害対策基本法の中で、つくるばかりではなくて、やはり指導しろというふうになっておりますので、今我々で考えておるのは、おっしゃるとおり防災リーダーさん、それから地区の役員さん、そういった方たちにもタイムラインの指導、考え方を示して、その上で、あと地域住民の方々に対しても、個人のマイ・タイムラインを作成していただく。そうすることで、個人と、それから地域のそういった防災リーダー、あと役員さんが一緒に網をかぶせる形で指導していけば、その地域の災害場所とか、避難行動計画とか、災害ってどういう場合には避難するよというのが認識されるのかなというふうに思っております。

あと、なかなか我々のほうの行政無線だけではやっぱり避難しないというのは確認できておりますので、そういったときに役員さんとかリーダーさんから個別にお声がけをいただいて、避難指示が出ています、すぐに避難しましょうというような誘導していただければ、効果的にマイ・タイムラインも使えるのではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 部長のおっしゃいますとおり、そのような研修、マイ・タイムラインを地域の皆さんでつくるというふうな研修を行った際に、やはりそのような、それぞれが理解し合って行動に移せたというふうな結果もあるというふうなものを勉強させていただきました。その取組、とても大事だと思いますので、進めていっていただきたいと思います。

あと、もう一つ提案させていただきたいのは、今テレビ番組でも放送されました防災アプリの活用であります。多賀城市では、もう既に7月から独自につくりまして、運用がなされているところであります。国のほうでも、防災・減災プロジェクト第2弾として、3つの積極的に

するツールを活用するというふうに行っている中の一つにやはりデジタルトランスフォーメーションがもちろん入っているところでありまして、災害時に情報活用能力を高めるためには、やはりこの防災アプリが必要なのではないかなというふうに思っております。これは、浦安市のほうで、高齢者の皆様と共同してつくられたアプリがあるようなんですけれども、被害情報を共有し合ったりだとか、それを、情報を共有することによって、また助けを求めることができたりだとか、あと安否確認もできるというふうなアプリを開発したそうなんです。それから、災害時以外にも、回覧版で使えるような、前回の、私一般質問させていただいて回覧板のアプリというふうに言いましたけれども、この防災アプリは、今後活用が必要になってくるのではないかなというふうに思います。地域の皆様と一緒に勉強することによって、地域のデジタルトランスフォーメーションにもなっていくという部分では必要な取組なのかなというふうに思っております。取り組んでいってみてはいかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

デジタルアプリ、DX絡みでというお話でございました。高齢者の方々のデジタルディバイドというのがやはり今言われておるところでございまして、そういった方々を対象にしたデジタルの活用法の中で、研究させていただいて、必要であれば、可能であれば、そこは十分検討の余地があるなというふうに思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、（3）に行きたいと思います。

市町村による避難行動要支援者への避難支援についてでございますけれども、ケアマネジャーと連携していくというふうな話でありまして、大事な部分かなというふうに思います。それぞれの要支援者は、やはり介護度の高い方になってくるのかなというふうに思いますと、それぞれケアプランを作成しているのではないかなと思っております。そのケアプラン作成のときに、更新のときに、避難行動計画も一緒に策定してはどうかというふうに国のほうでは提案しているところであります。このような考えも大事なかなというふうに思いますが、お伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） 質問のほうにお答えします。

国のほうは、これからそういう形のほうに進めていきたいなというところで今動いているん

ですが、今回の部分については、町のほうには個別避難計画をケアマネジャーとかそういう方たちを含めながら作成するようというところで示されておりますので、町としては、国の動向を見ながら、今後はケアプランの中に含まれるのかなと思いますが、まずはモデル事業という形で、個別避難計画のほうの作成を進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ケアプランの中で作成するのが一番いいと思うんですけども、まずは、ケアマネジャーさんということ、そうするとやはりこのケアマネジャーさんが防災に対する意識の向上が必要ではないかというふうに思っております。その部分を強化しようとしてまして先進自治体ではケアマネジャーさんのワークショップ、防災に対するワークショップなどを行っているところであります。町の防災のほうと連携しまして、このような研修会も必要なのではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

個別避難行動計画を作成するに当たりましては、ケアマネジャーの理解、協力、そういったものの部分の重要性の部分が必要だと考えております。今後、モデル事業として実施するには、ケアマネジャーの部分についての理解促進も含めながら、防災のほうと連携しながらつくっていかなくちゃいけないなと考えております。ただ、ワークショップの形式になるか否かについては、今後検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 研修、進めていただければと思います。

それで、このケアマネさんあたりだとか福祉事務所さんに個別支援計画のほうの関与をしていただくに当たりまして、やはりどうしても報酬であったりだとか事務経費がかかってくるのかなというふうに思っております。それに対して国は地方交付税措置するというふうに言っているところであります。しっかりと措置をして対応していくべきではないかなというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

議員のお話のとおり、地方交付税、普通交付税として措置が講じられるものとなっております。今後、計画策定に進めていくに当たりましては、そういったものの部分について、財源の

確保をしながら進めていければと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） お願いします。答弁のほうでは、モデル地区を選定するというふうになっておりました。モデル地区、今のところ、どのようなところを考えているか、お答えできるようでしたらお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今現在、どこの地区でというところについては、ちょっと町内会長さんともお話をしながら、協力していただけたところと連携しながら進めていければというふうと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 国のほうでも言っておりますけれども、今までやはり被災したところがまず最初なのかなというふうに思いますので、その辺配慮していただきたいと思います。そのような部分では、どうしても地域の皆様にも入っていただかなければいけないケースがあるんじゃないかなと思います。茨城県の常総市では、地域ケア会議において個別避難計画を作成しているところでありまして、いろんな人が関わって計画しているというところでは個人情報の問題が出てくるのではないかなというふうに思っております。災害対策基本法では、個別避難計画情報は、避難行動要支援者名簿の情報と同様に、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得て、または条例に特別の定めを置いて提供すると規定されているところでありまして、本町としましては、避難行動要支援者登録申請書につきましては、消防組合、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員に情報提供することを承諾というふうになっているところがあります。今後進めていく個別避難計画についても、同様の扱いにする考えでありましようか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えします。

今現在、本町においては、手挙げ方式ということで、本人から同意をいただきながら、名簿のほうを作成しながらということで情報提供を行っております。条例制定というふうになると、これは本人の意向にかかわらず、全員をつくるというときにはやはり条例制定が必要かなと思うんですが、今現段階では本人の手挙げ方式の中で進めていければという形ですので、今後、モデル事業を実施している中で、条例制定の中に必要かどうか、そういった部分について

ては検証しながら検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） いろんな方の力をいただくというふうな部分では、やはりこの条例があることによって動ける部分もあるのではないかなというふうに思います。先進自治体では、その条例の中に、このようにあります。町長は、災害の発生に備えて避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し名簿情報を提供すること。避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。2で、名簿提供の拒否を申し出た方は提供することができないというふうな定めになっているところで、この条例があるというふうな部分では、町の思いとして、この先進自治体の思いとしては、できるだけ多くの人を救っていききたいというふうな思いが伝わってくるなど私は見て、読んで思うんです。このような考えも大事だと思いますので、今後検討していくということでしたので、しっかりと検討していただきたいと思います。

この福祉事業者と町との連携というふうな部分で、国は、防災訓練におきましても連携していくことが大事だというふうに言っているところでもあります。要支援者をスムーズに支援につなげるためにとっても大事なことだというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

福祉避難施設との防災訓練という御質問でよろしかったでしょうか。（「福祉事業者と連携した訓練」の声あり）事業者と。はい、承知いたしました。

地域防災計画を現在作成している段階でございます。その中で定める事項として、企業等々の防災訓練の実施というふうにもあります。実は、今ちょっとお話とは別だったんですが、福祉避難所との防災訓練のほうはそこの中に盛り込もうというふうな計画でおりますので、事業者のほうも検討させていただければと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 部長のおっしゃるとおり、福祉事業者というのは福祉避難所にもなっているところなのかなというふうに思いますので、そのように連携されていくということでしたら大変いいかなというふうに思います。

それで、やはりこの福祉事業者との、災害時に即時に要支援者の支援ができるというのは大事なことでありまして、福祉事業者が災害時に即時に災害体制に立ち上がるというふうなことはすごく大事なことだと思います。令和3年度の介護報酬改定におきまして、感染症や災害が

発生した場合でも必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に業務継続計画の策定が3年間の経過措置を設けた上で義務づけられました。町として、この部分にしっかりと関わっていただきたいなというふうに思いますけれども、福祉事業者に防災の部分で町のほうからアドバイスしていただきたいというふうに思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

現在、その求めに応じてアドバイスのほうはもう既にさせていただいて、これまでも4つ、5つぐらいの事業所のほうに、うちのほうの防災担当の職員のほうが出向いて、いろんな申出を受けて連携のほうは今持たせていただいているという状況にはございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 防災と福祉の連携は本当に大事だと思いますので、しっかりその視点、今後も継続していただきたいと思います。

それでは、大きい2点目の安全で魅力的なまちづくりの推進に移りたいと思います。

まず初めに、この計画に取り組むに当たりまして、町としてメリットをどのように捉えているか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

立地適正化計画を作成した場合のメリットといたしましては、先ほど町長の答弁にもありましたが、人口減少・高齢化社会を見据えた持続可能な都市基盤を維持・整備することができること、また新たに位置づけられた防災指針に伴う公共事業について国庫補助金が優先的に交付されるということもございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） そうですね。私は、そのほかにもメリットとしましては、防災まちづくりというふうな部分に大きなウエートを置けるというふうなところじゃないかなと思います。やはり安心・安全なまちづくり、本当に大事だと思います。そのような部分で、これは何回も改定が行われている計画ではありますが、その改定の理由というのが防災に強いまちをつくっていかうというふうな部分が大きく追加されているものであります。これから人口を多くして

いこうという町に対してコンパクトシティーの計画をやれというふうに言うのは無理があることを私も承知でありますけれども、やはり人口を市街化のところに、居住誘導地域のところを多くしていくというふうな考えは大事だ、大丈夫だというふうに思いますので、その辺を加味しながらも、防災まちづくりというふうな観点で、しっかりとこの辺調査研究していただきたいなというふうに思いますが、再度御回答をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

今後、立地適正化計画を作成する場合において、頻繁・激甚化する自然災害を背景に、防災の拠点を取り入れたまちづくりを加速させるため防災指針が制度化されることから、制度趣旨に沿った立地適正化計画を策定することになると考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今後、改定の中で検討していくということでありましたけれども、防災に強い町にしていただきたいなというふうに思っておりますので、調査研究のほうをよろしくをお願いいたします。

（2）としましては、防災指針はその計画の中でうたっていくものですので、すぐにこちらだけ先に進めるというわけにはいかないのは分かっているところではありますが、町長の答弁では、地域防災計画の中で示していくというふうな回答でありました。この防災指針の一番のメインになるものは、リスク分析であります。防災に対してのリスクがどのようなぐらいあるのか、しっかりと調査して、その結果に基づいて、どのように動いていくのか、整備していくのかというふうなものになります。そういうふうな部分では、今地域防災計画を来年度中に策定というふうな考えで町のほうでは動いているところではありますが、すぐにこの計画に取り組まないというふうな御回答でありましたので、まずこの防災というふうな部分で、でき得る限りでリスク分析もやっていただきたいなというふうに思いますが、町の回答をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

国交省のほうから示されております立地適正化計画の手引がございますので、こちらの内容を見据えた形で、うちのほうの地域防災計画のほうも、ぜひ検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、3番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時56分 散 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和4年9月6日

議 長

署名議員

署名議員